



四日市広域

# 緑の基本計画

地形と人が織りなす

‘水と緑の豊かなまち’を目指して



平成 24 年 3 月

**四日市都市計画区域連絡協議会**

四日市市 菰野町 朝日町 川越町



はじめに

鈴鹿山系から伊勢湾に至る四日市広域圏（四日市市、菰野町、朝日町、川越町）の多彩な地形は、鈴鹿山系の自然林、丘陵地の里山、そして平野部の農地等、様々な自然環境を描き出しており、その中には、鈴鹿山系を源とする朝明川、三滝川、鈴鹿川などが伊勢湾に注いでいます。

こうした地形が織りなす水と緑を活かし、心豊かに暮らせるまちをつくり未来に伝えていくことは今に生きる私たちの務めです。

「緑の基本計画」は、長期的な視点で緑に関する具体的な将来像と目標を定め、市民、町民のみなさんと共に、その実現に取り組んでいこうとするもので、四日市広域圏として平成15年2月に「四日市広域緑の基本計画」を策定しました。

その後、平成20年度から平成23年度に各市町において、都市計画マスタープランの改定が行われ、さらに、平成23年度を初年度とする新たな総合計画が各市町で策定されました。

このため、主に緑の分野における「四日市広域緑の基本計画」について、それらの内容を踏まえながら必要となる見直しを行うこととしました。

# 四日市広域緑の基本計画 目次

---

はじめに

## 第Ⅰ編 四日市広域緑の基本計画

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 緑の基本計画とは何か   | 1  |
| (1) 計画の趣旨       | 1  |
| (2) 計画の位置づけと役割  | 2  |
| (3) 緑と緑地の定義     | 3  |
| (4) 計画の前提       | 5  |
| 2. 改定の背景        | 6  |
| 3. 緑の状況         | 9  |
| (1) 緑の量         | 9  |
| (2) 緑地の状況       | 10 |
| (3) 貴重な自然など     | 12 |
| 4. 住民の意識        | 15 |
| 5. 緑の課題と対応方針    | 17 |
| 6. 計画の基本        | 19 |
| (1) 基本理念        | 19 |
| (2) 緑の将来像       | 20 |
| (3) 基本方針        | 21 |
| (4) 計画の目標水準     | 23 |
| (5) 施策の体系       | 24 |
| (6) 総合的な緑地の配置方針 | 25 |
| 7. 計画の推進体制と進行管理 | 27 |

## 第Ⅱ編 市町別計画

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 四日市市の施策      | 28 |
| 1-1. 計画の基本      | 28 |
| 1-2. 緑の保全と緑化の施策 | 29 |
| 1-3. 緑化重点地区     | 37 |
| 2. 菰野町の施策       | 40 |
| 2-1. 計画の基本      | 40 |
| 2-2. 緑の保全と緑化の施策 | 41 |
| 2-3. 緑化重点地区     | 48 |
| 3. 朝日町の施策       | 50 |
| 3-1. 計画の基本      | 50 |
| 3-2. 緑の保全と緑化の施策 | 51 |
| 3-3. 緑化重点地区     | 56 |
| 4. 川越町の施策       | 58 |
| 4-1. 計画の基本      | 58 |
| 4-2. 緑の保全と緑化の施策 | 59 |
| 4-3. 緑化重点地区     | 65 |
| 用語解説            | 67 |

## 第 I 編 四日市広域緑の基本計画

---

# 1. 緑の基本計画とは何か

---

## (1) 計画の趣旨

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本となる計画」です。この「緑の基本計画」は、市町村が地域の実情を十分に勘案し、創意工夫しながら策定するものであり、緑に関する施策を総合的に推進する上で重要な計画です。

緑は、すべての生命の源であるとともに良好な都市環境の形成や都市防災にも寄与するなど、環境の時代といわれる中でその果たす役割はますます重要になってきています。

鈴鹿山系から伊勢湾に至る四日市広域圏には、鈴鹿山系の自然林、丘陵部の樹林地、平野部の農地、そして鈴鹿山系を源とするいくつもの河川が流れるなど、多彩な自然環境があります。

こうした地形が織りなす水と緑を活かし、心豊かに暮らせるまちをつくり未来に伝えていくことは、今に生きる私たちの務めです。特に、一度失われた緑の回復には、多大な時間と労力を要することから、現存する緑を保全しつつ、新たな緑を創出し、暮らしに安らぎと潤いを与える緑豊かな都市を形成していくことが重要です。

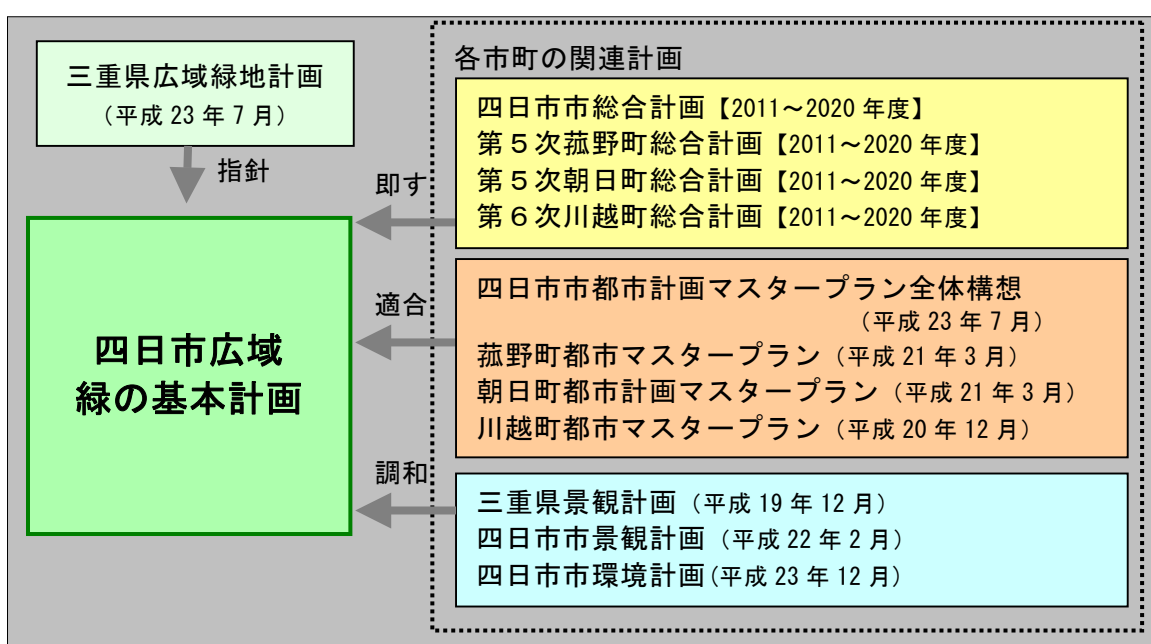
このため、四日市広域圏が連携し、住民と行政の協働のもとで、緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために「四日市広域緑の基本計画」を策定しました。

## (2) 計画の位置づけと役割

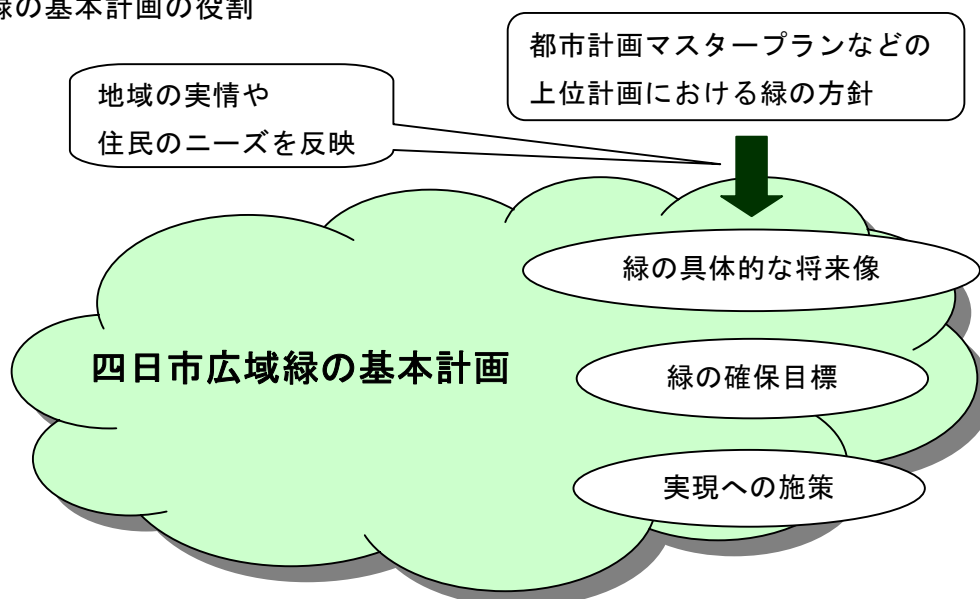
緑の基本計画は、各市町の総合計画や都市計画マスタープランなどの緑に関する方針に基づき、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものです。

また、公共公益施設の緑化、民有地の緑化及び保全など、住民と行政の協働により、緑を守り増やしていくための総合的な指針になるものです。

なお、広域的な見地から県が改定した「三重県広域緑地計画」を指針として踏まえるものとします。



### ■ 緑の基本計画の役割





### (3) 緑と緑地の定義

本計画の対象とする「緑」は、樹林地や公園、街路樹、農地、住宅地・工業地・商業地などの緑、河川やため池などの水面を含む広い概念です。本計画での「緑」や「緑地」の定義は以下のとおりです。

|    |  |
|----|--|
| 緑  | 樹林・樹木・草などの植物の緑と田畑、裸地、水面など建物によっておおわ<br>れていないオープンスペースの総称   |
| 緑地 | 都市公園や公共施設、民間施設の緑地として整備・管理されている「施設緑<br>地」と、保安林区域や河川区域、農業振興地域・農用地区域などとして保全・<br>管理されている「地域制緑地」の総称 |

#### ■緑の範囲

植物や水面などの緑で被われた土地の範囲  
(赤線で囲まれた部分)



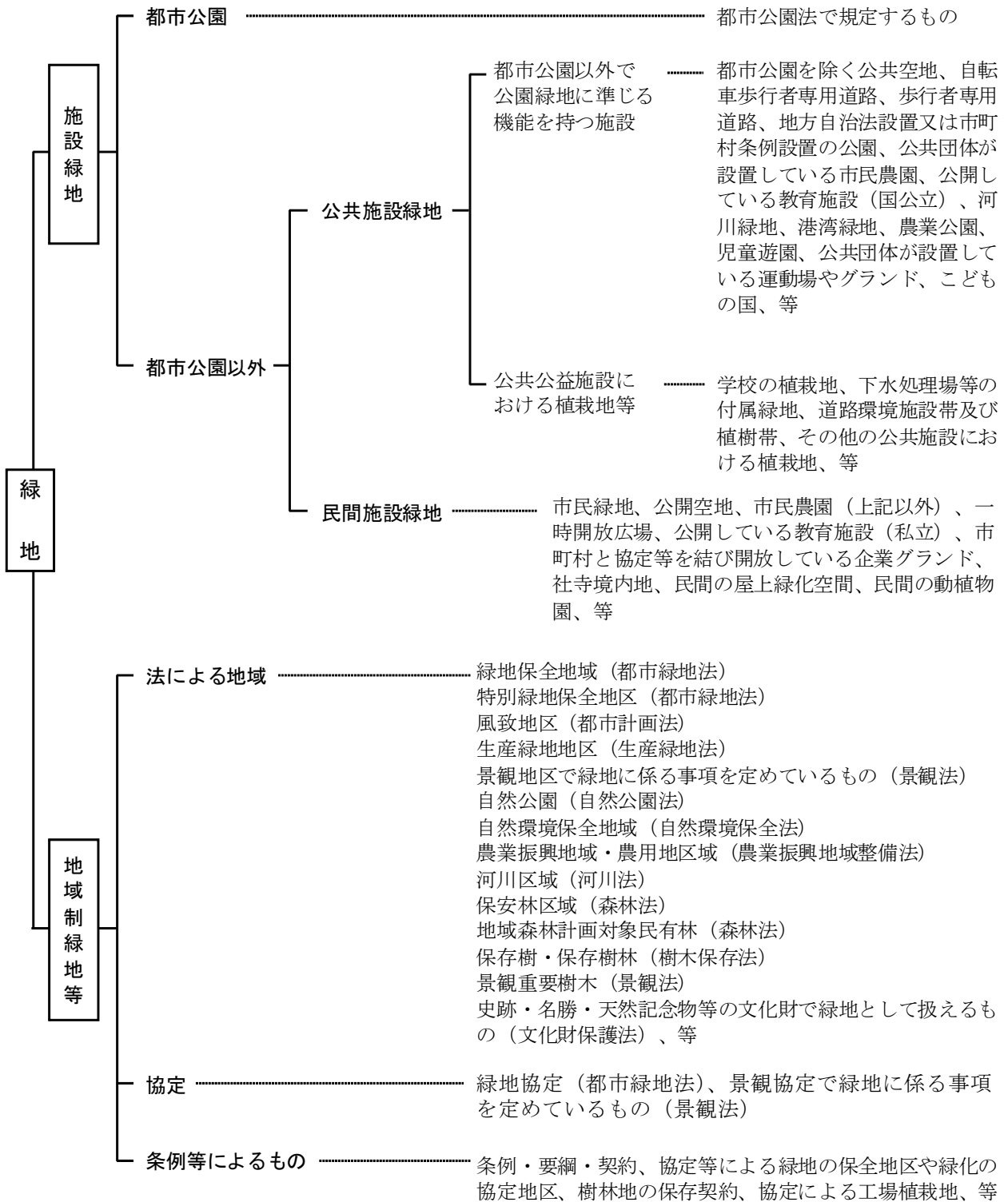
#### ■緑地の範囲

都市公園などの施設緑地や土地利用規制な  
どで指定された地域制緑地の区域の土地  
(青線で囲まれた部分)





■緑地の分類



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック（平成19年4月）

## (4) 計画の前提

本計画の前提条件は以下のとおりです。

### 1. 対象区域

広域的な観点から一体的に緑の保全・創出の取り組みを進めるため、四日市市、菰野町、朝日町、川越町の行政区域全体を、本計画の対象区域とします。

### 2. 計画期間

各市町の総合計画の計画期間に合わせて、概ね10年後の平成32年度(2020年度)を目標年次とします。

### 3. 将来人口

四日市広域圏における平成32年の将来人口は、各市町の将来人口の見通しなどを踏まえて、約380,000人とします。また、都市計画区域内の人口は、約367,400人とします。

#### 【各市町の内訳】

四日市市：316,000人(316,000人)「四日市市総合計画 基礎資料」将来人口推計より

菰野町：39,000人(26,403人)「第5次菰野町総合計画 参考資料」人口等の見通しより

朝日町：10,000人(10,000人)「第5次朝日町総合計画」将来人口より

川越町：15,000人(15,000人)「第6次川越町総合計画」将来人口より

注) ( )内は都市計画区域内の人口

### 4. 対象区域の規模

目標年次における対象区域の規模については、以下のとおりとします。

市街化区域面積：約8,788ha

都市計画区域面積：約25,237ha

行政区域面積：約32,757ha

#### 【各市町の内訳】

|      | 市街化区域   | 都市計画区域   | 行政区域     |
|------|---------|----------|----------|
| 四日市市 | 7,505ha | 20,080ha | 20,559ha |
| 菰野町  | 368ha   | 3,687ha  | 10,728ha |
| 朝日町  | 275ha   | 599ha    | 599ha    |
| 川越町  | 640ha   | 871ha    | 871ha    |

注) 四日市市において、一部区域の市街化区域への編入、及び公有水面の埋立による面積増加を見込んでいます。

## 2. 改定の背景

四日市広域圏を構成する四日市市、菰野町、楠町（平成 17 年に四日市市に合併）、朝日町、川越町では、平成 15 年 2 月に「四日市広域緑の基本計画」を策定しました。

策定から約 9 年が経過し、その間、人口減少時代、少子・高齢社会の到来、生物多様性の維持、環境問題の顕在化、住民活動の多様化など、都市の緑を取り巻く社会情勢は変化し、今まで以上に自然と人との関わりは重要なものとなっています。

また、新たな総合計画の策定や都市計画マスタープランなどの改定が行われ、緑の基本計画についても整合を図る必要があります。

こうしたことから、「四日市広域緑の基本計画」について必要となる見直しを行うこととしました。今回の見直しの具体的な背景は以下のとおりです。

### 1) 三重県広域緑地計画の改定

三重県広域緑地計画は、三重県全域を対象とした広域的な見地から県における緑地などの将来像やその実現に向けた方針を明らかにしたもので、平成 23 年 7 月に改定されました。

改定の着目点としては、これまでの「量」「規模」といった考えに加え、いかに総合的に緑の機能を維持し、発揮させるかという「質」に着目し、緑の機能を踏まえて、広域的な緑のネットワーク形成に資する緑を評価し、計画に反映することなどが挙げられています。

この計画は、市町が策定する緑の基本計画の指針となるものであることから、その内容に留意する必要があります。

計画期間：平成 32 年度（2020 年度）を目標年次とした概ね 10 年間の計画

対象区域：三重県全域

基本理念：みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土  
北勢圏域の基本方針：養老山地や鈴鹿山脈の自然環境と市街地をつなぐ、みどりのネットワーク維持・形成につとめ、都市と調和したみどりの圏域づくり

### 2) 総合計画や都市計画マスタープランなどの改定

四日市広域圏の各市町では総合計画を同時期に改定し、平成 23 年度から新たな計画に基づく行政運営を進めています。総合計画は、長期的な展望に立って目指すべき将来像を描き、そのまちづくりの実現に向けて行政や住民・住民活動団体・企業が行動していくための指針となるものです。したがって、緑の保全や創出に関しても、総合計画に示された目標や施策などとの整合を図りながら見直す必要があります。

また、まちづくりの基本的な考え方や土地利用の基本方針などを定める都市計画マスタープランについても各市町で改定が行われ、その中では、自然や緑の保全・創出の基本方針なども定められており、これと適合するように緑の基本計画を見直す必要があります。

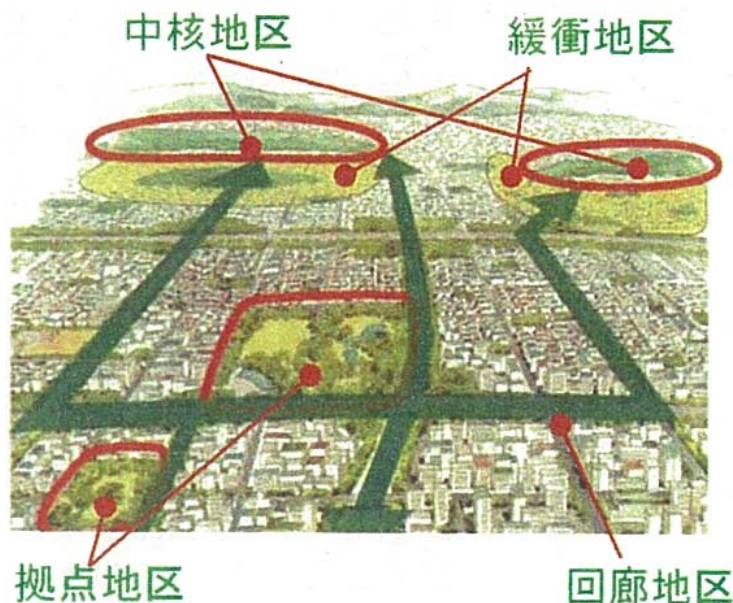
さらに、景観計画や環境計画（四日市市）についても策定されており、これらとの調和を図る必要もあります。

### 3) 生物多様性の維持

生物多様性とは、生物の種の多さと、多くの生物種によって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指し、さらには遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。都市における生物多様性は、住民に大気浄化、ヒートアイランド現象の軽減、レクリエーションの拠点、災害防止、豊かな地域文化の実現など、様々な恩恵（生態系サービス）を提供しています。

平成 22 年 10 月に名古屋市で「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（COP10）が開催され、COP10 で採択された「新戦略計画・愛知目標」では、「森林を含む自然生息地の損失速度を減らす」「生態系が保全され、自然の恵みが享受される」などの個別目標が示されています。

これからの都市緑化においては、樹林地や公園緑地、水辺、街路樹などの緑を、生物多様性の視点から効果的にネットワークしていくことが重要です。



緑のネットワークのイメージ（国土交通省資料より）

### 4) 都市は成長から成熟の時代へ

四日市広域圏の人口はこれまで増加傾向が続き、市街地は拡大してきました。しかし、日本全体の人口が減少に転じた中であって、本区域においても近い将来、人口が減少に転じることが懸念されており、併せて、少子化・高齢化が進んでいく状況にあります。

このため、既存の市街地を有効活用しつつ、今後は様々な都市機能が使いやすく配置されたコンパクトな都市への転換が求められます。

都市緑化に関しては、都市公園の整備による充実だけでなく、美しい景観の形成、公園不足地域の解消や既存の公園機能の充実など、多様な観点から成熟した都市づくりに資する取り組みが重要です。

#### 5) 住民・住民活動団体・企業のまちづくりへの参画

近年、住民の生きがいや健康づくり、社会参加の場として都市の緑の活用が期待されています。また、企業の社会貢献活動や地域づくりへの参加も広がりを見せており、都市緑化は企業のイメージアップなどの観点からも企業の参画が期待できる分野と言えます。

緑に関するまちづくりにおいても、「最小の経費で最大の効果」を生み出すことが求められており、これまでの行政が中心となった公園整備などの手法に加えて、緑の保全、創出、再生、維持管理といった様々な活動に住民・住民活動団体・企業の一層の参画を得ることが重要です。

### 3. 緑の状況

四日市広域圏の緑の構成は、西側から順にみると、山地では、ブナやアカガシなどの自然性の高い緑とクヌギ、コナラ、アカシデ、アカマツなどの二次林（人工林から自然林への遷移途中の植生で雑木林とも言う）が混在しています。

丘陵地では、スギやヒノキの人工林が優占しており、その中に二次林が混在しています。また、河川沿いには小規模な竹林が点在しています。

平地では、水田が最も広く分布しており、その中に二次林が分布しています。

海岸部では、埋め立てによる人工的改変が進んでいる中で、高松海岸や吉崎海岸の自然海浜があります。

#### (1) 緑の量

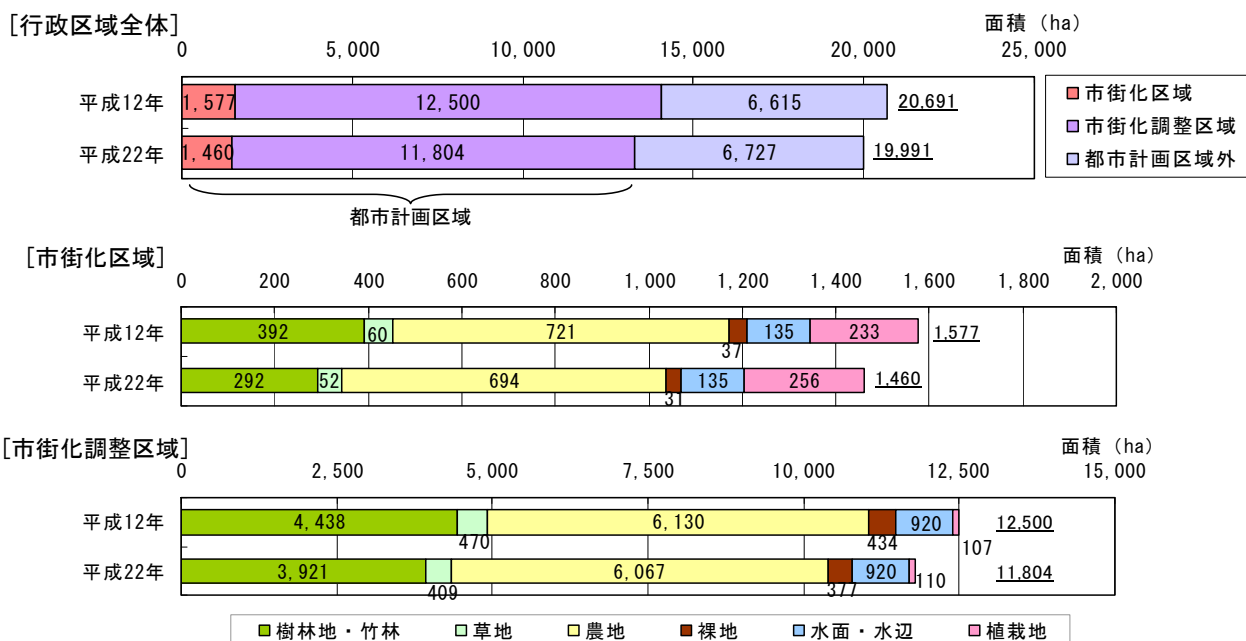
四日市広域圏の行政区域全体の緑の量は平成 22 年で 19,990.6ha、都市計画区域内に 13,264.0ha（66.4%）、都市計画区域外に 6,726.6ha（33.6%）となっています。

都市計画区域では、市街化区域に 1,459.8ha、市街化調整区域に 11,804.2ha となっており、その区域内での割合はおおむね 1：8 となっています。

また、都市公園などの植栽地は、都市計画区域全体で 365.3ha(2.8%)を占めています。

平成 12 年と比較すると、四日市広域圏での行政区域全体の緑の現況量は 700.8ha の減少となっています。市街化区域の植栽地が 23.1ha 増加しているほかは、樹林地・竹林、農地など多くの区分で減少しています。また、市街化調整区域の樹林地・竹林が 516.7 ha と大きく減少しています。

#### ■緑の面積の変化



注) 数値は端数処理を行っているため、各項目の合計値と合計は必ずしも一致しない。

## (2) 緑地の状況

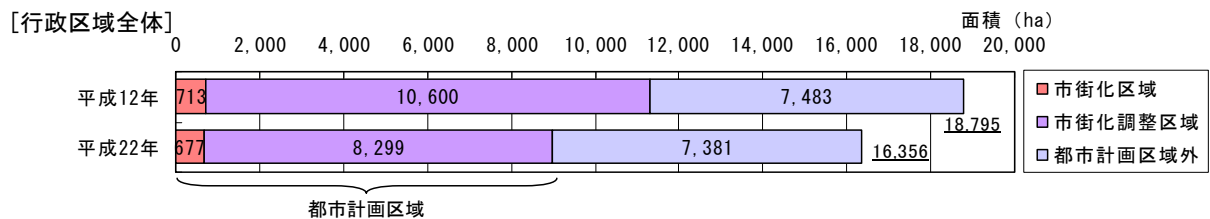
四日市広域圏の行政区域全体の緑地量は平成 22 年で 16,356.3ha、都市計画区域内に 8,975.6ha (54.9%)、都市計画区域外に 7,380.7ha (45.1%) となっています。

このうち都市公園は、行政区域全体で 319.6ha が整備され、公共施設緑地は 315.7ha、民間施設緑地は 118.6ha となっています。

都市計画区域の緑地量では、市街化区域で 676.5ha、市街化調整区域では 8,299.1ha となっており、市街化調整区域の主なものとしては、農業振興地域・農用地区域、地域森林計画対象民有林などの地域制緑地が 8,059.8ha(97.1%)を占めています。

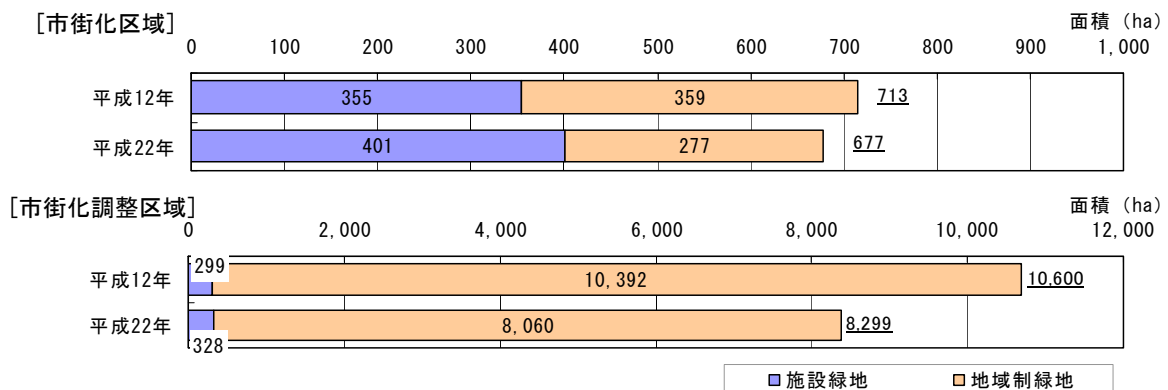
平成 12 年と比較すると、四日市広域圏の行政区域全体の緑地量は 2,439.1ha の減少となっています。特に市街化調整区域での地域制緑地が大きく 2,331.9ha 減少しています。都市公園や公共施設緑地などの施設緑地は、行政区域全体で 75.0ha 増加しており、そのうち都市公園が 40.3ha 増加しています。

### ■緑地面積の変化



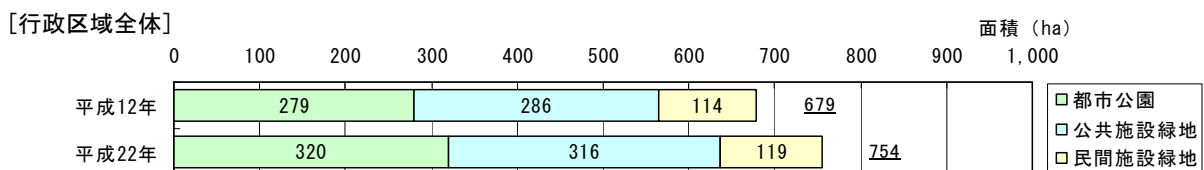
注) 数値は端数処理を行っているため、各項目の合計値と合計は必ずしも一致しない。

### ■緑地面積の変化 (施設緑地と地域制緑地)



注) 合計値は施設緑地と地域制緑地の重複分を割り引いた値であり、施設緑地と地域制緑地の合計とは異なる。数値は端数処理を行っているため、各項目の合計値と合計は必ずしも一致しない。

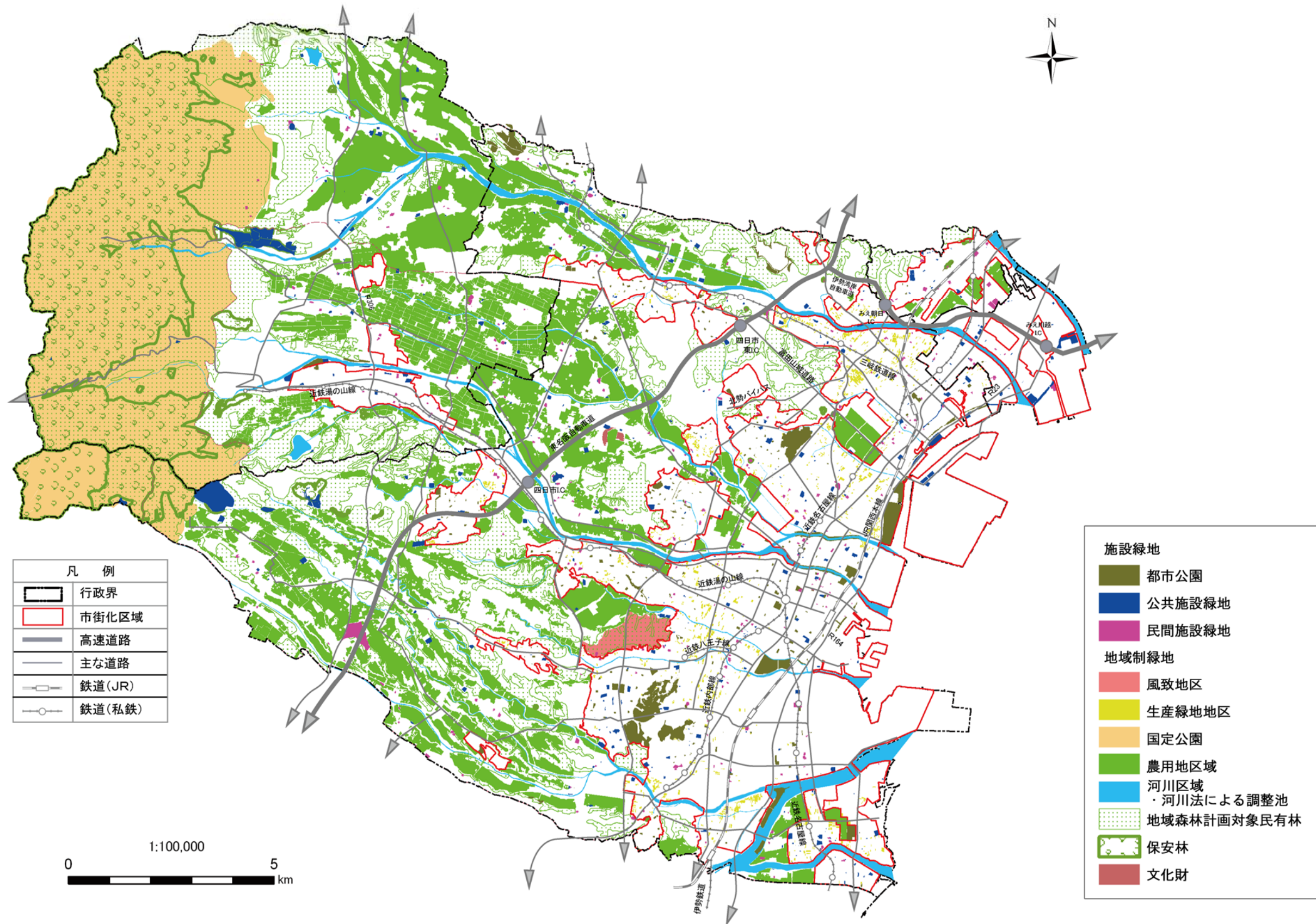
### ■緑地面積の変化 (施設緑地の内訳)



注) 数値は端数処理を行っているため、各項目の合計値と合計は必ずしも一致しない。



■緑地現況（四日市広域圏）





### (3) 貴重な自然など

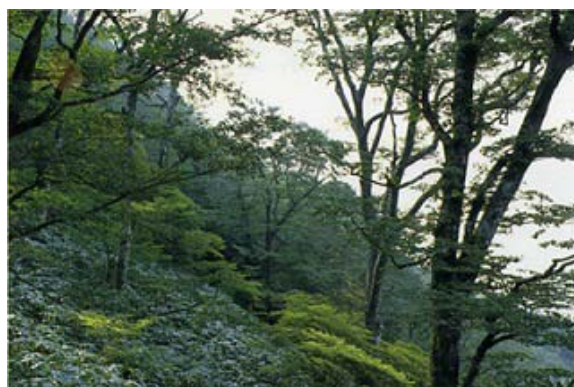
四日市広域圏には、貴重な動植物の生息地や歴史的に価値の高い史跡などもみられます。その代表的なものは以下のとおりです。

#### ●植物群落、野生動物生息地など

植物群落などとしては、御池沼沢植物群落（四日市市）、東阿倉川イヌナシ自生地（四日市市）、鎌ヶ岳山頂近くの北東斜面のブナ原始林（菰野町）、奥郷の寒椿（菰野町）、田光のシデコブシ自生地（菰野町）などがあります。野生動物生息地としては、国指定特別天然記念物ニホンカモシカの保護地域（四日市市、菰野町）があります。また、菰野町には、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ（蝶）、コモノギクなどの貴重な動植物も生息しています。



御池沼沢植物群落



鎌ヶ岳ブナ原始林

#### ●特徴ある地形・地質を有する土地など

鈴鹿国定公園にある御在所岳一帯には特徴ある形をした巨大な岩石が多く、特徴ある地形を創りあげています。



御在所岳（地藏岩）

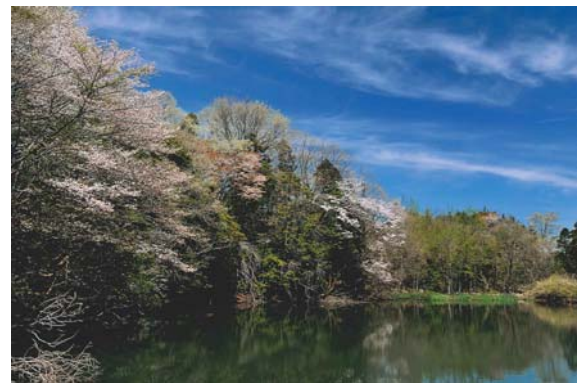
### ●良好な水辺地・湧水地など

四日市市の智積養水は、全国名水百選に選ばれた重要な自然的資源であり、地域に親しまれるとともに、地域の個性を表す景観要素ともなっています。

また、菰野町には、鈴鹿山系に降った雨水などが伏流水となって湧き出ている蟹池や歴史が伝えられる玉葛水などの湧水地、ため池百選に選ばれた田光の楠根ため池や三滝川の源流の一つである蒼滝などがあります。



智積養水



楠根ため

海岸、河川などの良好な水辺地では、朝日町の員弁川（町屋川）河川敷は、地域に親しまれています。また、川越町の朝明川河口の高松海岸や四日市市の吉崎海岸は、豊かな自然環境が残る貴重な自然海岸であり、野鳥も飛来し、多くの方が訪れる貴重な自然的資源となっています。



員弁川（町屋川）



高松海岸



●伝統的、歴史的風土を代表する緑地など

四日市市には、伊勢安国寺跡や日永の追分などの県指定史跡が数多く存在し、都市や地域の歴史を伝えています。

菰野町においては、東西の文化の接点となってきた多くの伝統的、歴史的風土を有する緑地があり、史跡に指定される福王神社などは樹齢 1,000 年を越える巨大な杉がうっそうと茂り、歴史の古さを物語っています。その他町内には千種城跡、菰野城跡、田光城跡など多くの城跡もあります。



日永の追分



福王神社

●文化的意義を有する緑地など

日野神社（四日市市）や尾高観音（菰野町）など、四日市広域圏にある社寺境内地などは、各地区で催される祭りの舞台となっています。



尾高観音

## 4. 住民の意識

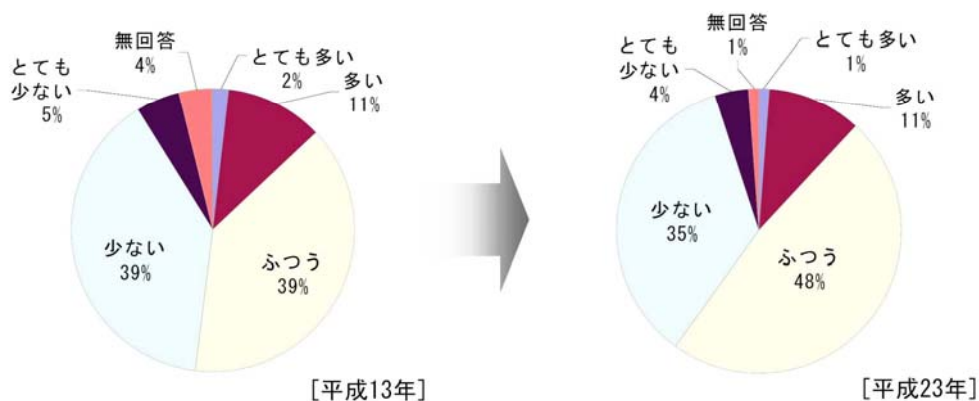
本計画の改定にあたって、現在の住民の意向を把握するために、平成23年1～2月に、四日市広域圏の1市3町の住民に対する《緑に関するアンケート》を実施しました。

平成13年に実施したアンケート結果とあわせて、その結果を示します。

### 1) 緑の量について

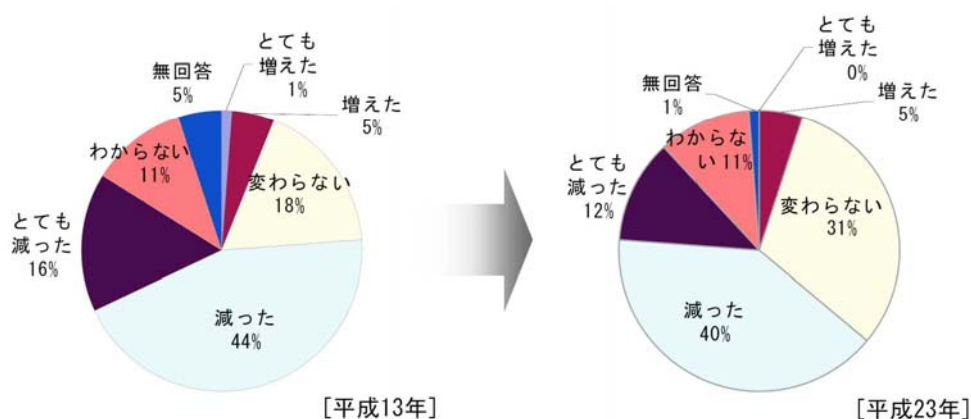
#### ○現在の緑の量

平成13年と比べると『少ない』が4ポイント減り、『ふつう』が9ポイント増えていることから、緑の量に関する住民の満足度は、都市公園の整備の進展などもあり、やや改善されてきたと考えられます。しかしながら、平成23年においても『少ない』と思っている住民が1/3以上を占めており、緑の量について満足している住民は依然として少ない状況にあります。



#### ○過去（概ね10年前）と比較し感じた緑の量

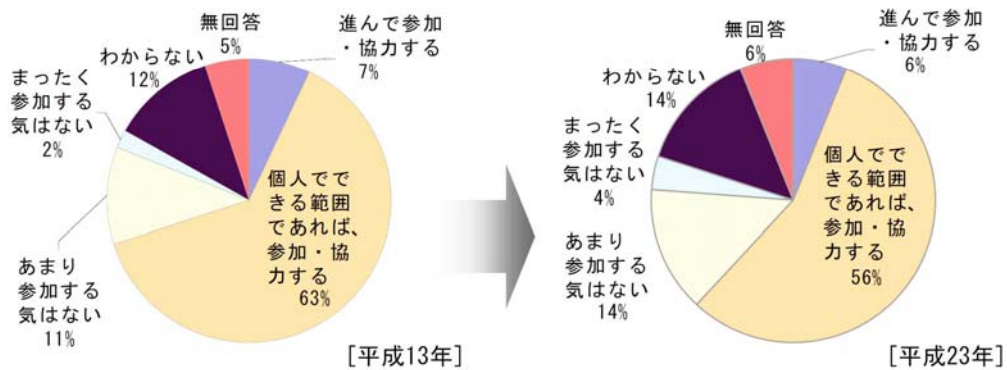
平成13年と比べると『減った』と『とても減った』があわせて8ポイント低下しており、減ったと感じる傾向は改善されてきているといえます。しかしながら、この回答の割合が平成23年においても半数以上を占めており、多くの住民は緑が減少していると感じていることがわかります。



## 2) 緑づくりへの参加について

平成 23 年には、緑づくりへ『進んで参加・協力する』『個人でできる範囲であれば』を合わせて 62%が参加意向を示しています。しかしながら、この回答の割合は、平成 13 年よりも 8 ポイント低下しており、参加意向が高まっているとは言い難い状況です。緑づくりへの参加に対する関心を高め、参加の機会やきっかけを提供するなど、住民参加に向けた支援や体制づくりが必要であることがわかります。

### ○緑づくりへの参加意向

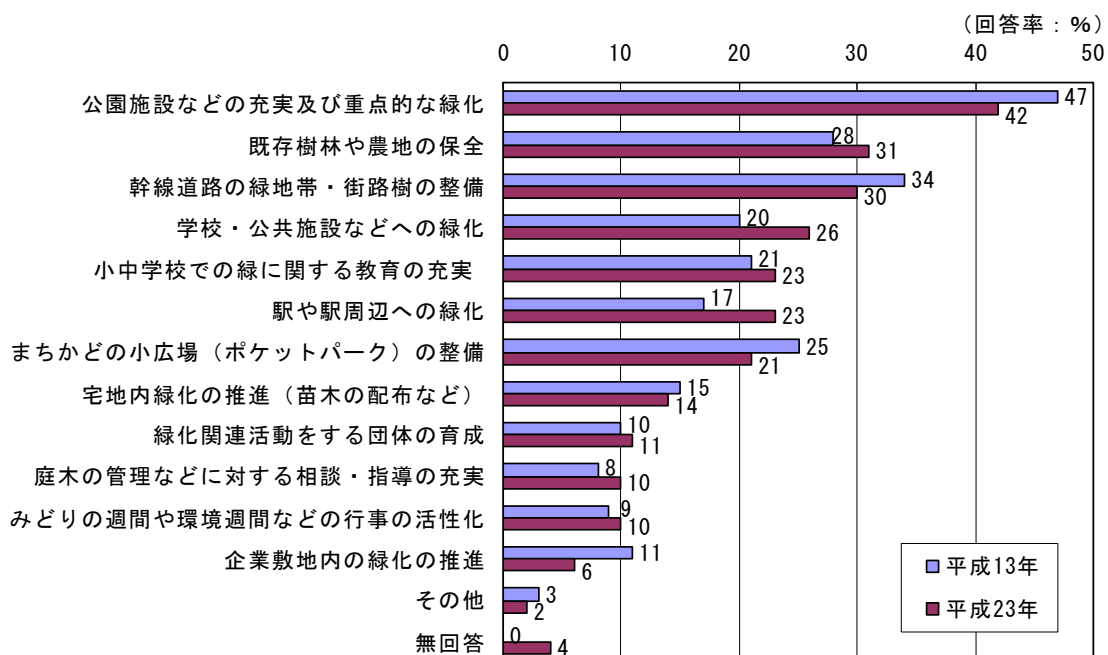


## 3) 今後の緑の施策について

平成 13 年のアンケートと同様、『公園施設などの充実及び重点的な緑化』が 1 位であり、身近な緑として公園施設への期待が伺えます。

一方で、『既存樹林や農地の保全』『学校・公共施設などへの緑化』『小中学校での緑に関する教育の充実』『駅や駅周辺への緑化』については、前回よりも回答率が上昇しており、里山の保全や公共施設における緑化、環境教育が重要な緑の施策として、望まれていることがわかります。

### ○特に重要と考える緑の施策



## 5. 緑の課題と対応方針

### 1) 重要な緑地の保全または活用からみた課題

対象区域西部の鈴鹿山麓から丘陵地域にある自然環境（鈴鹿山系の樹林地、丘陵地の樹林地や里山、河川、農地）には、水や酸素の供給源、生物多様性の維持、洪水などを防ぐ防災機能など、様々な役割があります。さらには、人が自然に触れ合える貴重な場所でもあります。このため、自然環境を保全し適正に維持管理していくとともに、野生動物との共生を図り、親しまれる空間としていくことも必要です。

また、天然記念物や社寺林、史跡などは、住民に親しまれる資源、地域の個性としても重要であり、良好な環境を保全する必要があります。

#### 《対応方針》

- ◇鈴鹿山系の樹林地の保全・活用
- ◇丘陵地域の里山、農地などの保全・活用
- ◇河川など水辺の保全・活用
- ◇天然記念物などの保全・活用

### 2) 公園緑地の分布バランスからみた課題

対象区域東部を中心とした平地（市街地）には、住民の安らぎと憩いの場となる緑が求められており、将来の都市構造に合わせた公園整備の推進や地域のニーズに対応した公園の再整備に加え、さらに、都市の防災性向上などの観点からも市街地の緑を増やすための施策が必要です。

#### 《対応方針》

- ◇公園緑地の計画的配置・整備
- ◇地域の特性に合わせた公園のリニューアル
- ◇市街地内の緑化推進
- ◇公園緑地などの防災機能の充実

### 3) 緑をつなぐネットワークの構成からみた課題

鈴鹿山系から伊勢湾に注ぐ河川、市街地外縁部の里山などの「水と緑の骨格」を活かし、緑の機能を効果的に発揮することで、良好なレクリエーション空間や自然景観を提供するとともに、都市における生物多様性の維持にも資する水と緑のネットワークの形成が必要です。

#### 《対応方針》

- ◇河川を活用したネットワークの形成
- ◇既存樹林地を活用したネットワークの形成
- ◇海岸や臨海部の緩衝緑地を活用したネットワークの形成
- ◇生物多様性の維持のためのネットワークの形成



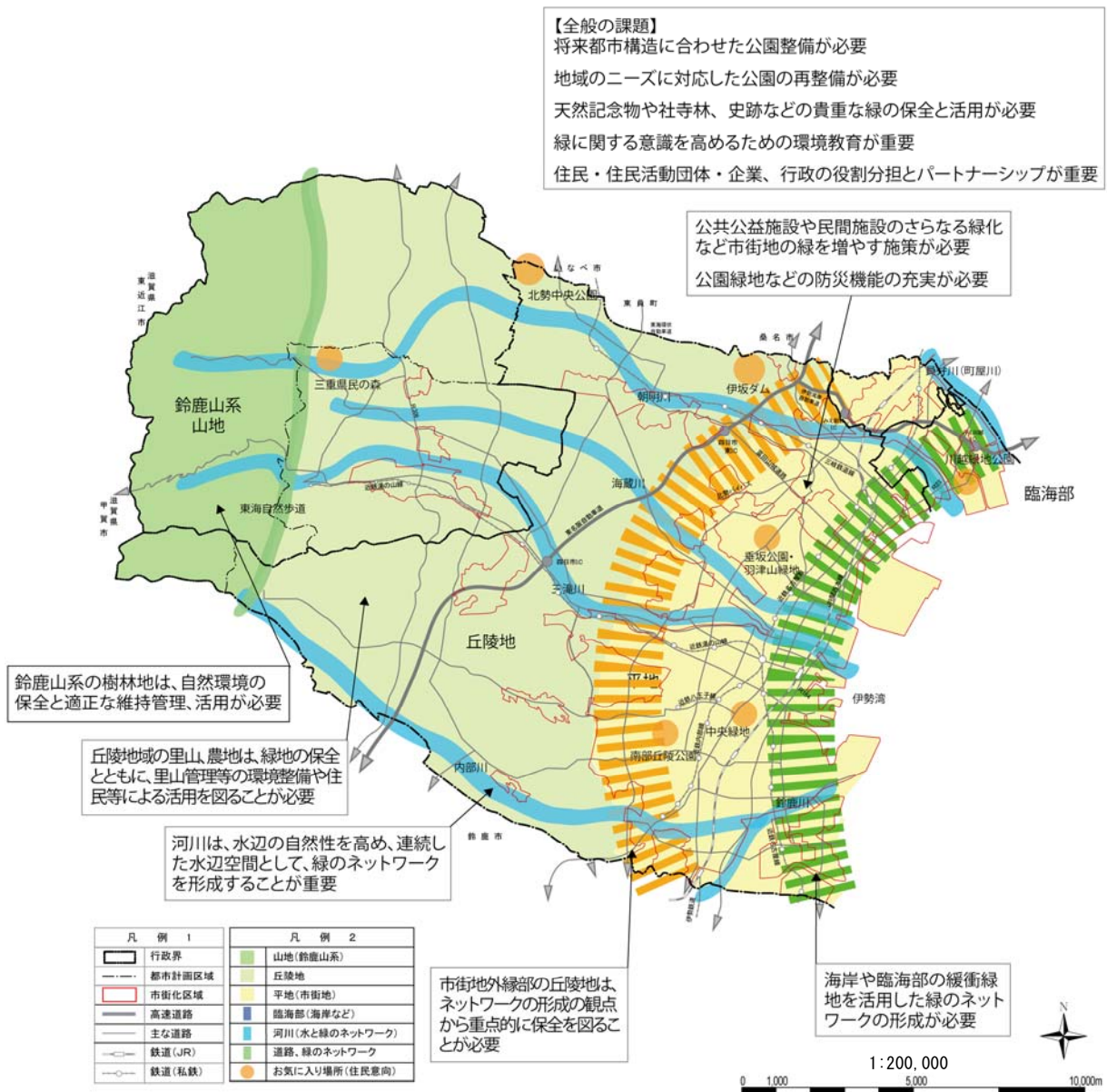
#### 4) 水と緑を知る、広めることからみた課題

自然環境の保全・創出には、住民一人ひとりが自分の緑、地域の緑であるという認識を持ち、主体的に考え、緑づくりに積極的に参加することが不可欠となっています。そのために、住民・住民活動団体・企業、行政が緑に関する様々な情報を共有し、それぞれが役割を分担し、パートナーシップを確立していくことが重要です。

《対応方針》

- ◇環境教育の推進
- ◇自然環境保全・創出の協働体制の構築

#### ■ 計画課題図



## 6. 計画の基本

### (1) 基本理念

四日市広域圏における緑の保全・創出についての基本理念は、鈴鹿山系から伊勢湾に至る多彩な地形を活かし、住民との協働により、豊かな緑を未来に伝えていくことを目指し「地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち」とします。

### 基本理念

## 地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち

基本理念の言葉には、以下のような想いを織り込めています。

#### 『地形と人が織りなす』

|                  |   |
|------------------|---|
| 自然環境の保全と創出       | 鈴鹿山系から伊勢湾に至る多彩な地形に残された、森林や里山、河川沿いの緑や自然海浜など豊かな自然環境を守り育てていくことが大切です。 |
| 住民と行政の協働によるまちづくり | 水と緑の保全や創出には、住民と行政がお互いの役割を果たしつつ連携して取り組む必要があります。                    |
| 自然と人との共生         | 農地や里山、干潟など、生物多様性が維持された、自然と人が共生する緑豊かな環境を守ることが重要です。                 |

#### 『水と緑の豊かなまち』

|               |  |
|---------------|--|
| 水と緑をつなぐまちづくり  | 森林や里山、河川沿いの緑や自然海浜など豊かな自然環境が多く残っています。これらの緑の機能を効果的に発揮させるためのネットワークの形成が大切です。 |
| 身近に感じる緑の保全と創出 | 市街地の公園や街路樹、河川敷緑地など、住民が身近に潤いと安らぎを感じることができる緑を守り増やしていくことが必要です。              |
| 環境先進都市への取り組み  | 低炭素社会や自然共生社会の実現のため、多様な主体が連携し環境先進都市を目指し、水と緑に関する様々な取り組みを一層進めていくことが必要です。    |

## (2) 緑の将来像

一度失われた緑の回復には、多大な時間と労力を要します。緑の保全・創出は、一朝一夕で成しえるものではありません。特に、行政の財政の厳しい中、大幅な公園整備や緑地の買い取りなどは困難な状況にあり、これからの緑の保全、緑化推進には、住民・住民活動団体・企業と行政が協働により進めていくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、長期的な観点から将来を見据えて緑の保全・創出に取り組むため、四日市広域圏における「緑の将来像」を定めます。

### 緑の将来像

鈴鹿山系の貴重な自然、農地や里山など自然と人が共生する緑、美しい自然海浜、それらをつなぐ河川などにより、「水」と「緑」がつながるネットワークが形成され、自然を活かした公園整備などにより、自然とふれあう機会が充実しています。



また、住民に身近な公園緑地が確保され、沿道緑化や公共施設緑化だけでなく、一般家庭や企業などの私有地緑化により、まち全体が緑で彩られ、良好な環境・景観を形成し、レクリエーションや憩いの場が提供されており、都市部の公園緑地は災害時の避難地や避難経路、緩衝緑地としての機能を果たしています。



さらに、住民と行政のパートナーシップが確立し、住民・住民活動団体・企業と行政が一丸となって、身近な公園や街路樹の維持管理を始め、生物多様性の豊かな里地里山の保全・創出活動などを行っています。



### (3) 基本方針

緑の将来像の実現に向けて、緑の保全・創出に関する取り組みの方針を定めます。

#### 基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

多彩な地形が織りなす「水と緑の軸」を骨格とする自然環境を次世代に引き継いでいくために、今ある自然環境を保全し、それらをつなぐ新たな緑を創出し、水と緑のネットワークをつくります。また、災害防止や水源涵養などの緑の公益的機能が損なわれないうちに樹林地、農地を保全し、連続する緑の空間づくりを進めます。

##### 方針1-1 貴重な自然環境の保全

鈴鹿山脈、高松海岸、吉崎海岸、鈴鹿川河口干潟などの貴重な自然環境や、御池沼沢などの天然記念物、智積養水などの湧水地などの貴重な環境資源は、大切に保全・維持していきます。

##### 方針1-2 樹林地・農地の保全

健全な水循環のための重要な役割を有する樹林地や農地などの緑は、災害防止、水源涵養、生物多様性の維持などの観点から保全していきます。

##### 方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

朝明川、三滝川、内部川、鈴鹿川などの「水の軸」と、富田山城線沿道の樹林地や農地の「緑の軸」など、基本的な骨組となる市街地につなぐ「水と緑の軸」を形成します。

##### 方針1-4 自然とふれあう場の整備と充実

三重県民の森や伊坂ダムなど自然の中で活動し学ぶことができる機会を充実するとともに、南部丘陵公園など自然を活かした公園整備を行うことで、自然とふれあう場の整備を積極的に進めます。



## 基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進

市街地における身近な公園緑地の充実・再整備や、核となる大規模な公園の整備とともに、緑の少ない市街地では、沿道緑化や公共施設緑化、民有地緑化などにより、市街地の緑化を推進します。

### 方針2-1 身近な公園の充実と再整備

誰もが安心して快適に暮らせる居住環境をつくるために、身近な公園を充実させるとともに、老朽化した公園の再整備を行います。身近な公園の新設や再整備においては、住民参画型の計画手法を導入し、地域に根ざした公園づくりを行います。

### 方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

休日などには、住民の憩いの場、レクリエーションの場となる北勢中央公園や南部丘陵公園などの大規模な公園は自然を活かした整備・利用促進を進めます。

### 方針2-3 沿道緑化と民有地緑化の推進

市街地では、街路樹による沿道緑化、壁面緑化などによる公共施設緑化、生垣などの民有地緑化を進めます。

### 方針2-4 公園等の防災機能の充実

市街地の公園や臨海部の緩衝緑地などは、災害時の役割を踏まえ、避難地や避難経路、防災活動拠点などとしての機能の整備・充実を図ります。

## 基本方針3 住民とともに緑を“育てる”体制づくり

水と緑の保全や創出には、住民と行政がお互いの役割を果たしながら連携していくことが必要となります。身近な公園や街路樹の維持管理や花壇づくり、市民緑地の活用や里山保全活動への支援など、住民と行政のパートナーシップを確立する体制づくりを行います。

### 方針3-1 緑化や保全の支援

風致地区や市民緑地を活用した里山保全に取り組むとともに、緑化活動や里山保全活動を行っている住民・住民活動団体・企業を支援します。

### 方針3-2 緑に関する人材育成

身近な公園や街路樹の日常的な維持管理を行うための組織づくりや、住民ボランティアの育成を行います。また、住民の主体的な活動を促すために、緑化活動に関わるリーダーなどの育成を支援します。

### 方針3-3 緑に関する情報提供

住民の緑に関する関心を高めるため、環境教育や住民講座、イベントなどの開催や緑に関する情報提供を充実します。

#### (4) 計画の目標水準

緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

##### 1) 緑地の確保目標

| 区域     |      | 計画策定時<br>(平成 12 年) | 現在<br>(平成 22 年) | 目標年次<br>(平成 32 年) |
|--------|------|--------------------|-----------------|-------------------|
| 市街化区域  | 緑地割合 | 8.2%               | 7.7%            | 7.5%              |
|        | 緑地面積 | 713ha              | 676.5ha         | 656.7ha           |
| 都市計画区域 | 緑地割合 | 44.9%              | 35.6%           | 35.7%             |
|        | 緑地面積 | 11,313ha           | 8,975.6ha       | 8,999.9ha         |
| 行政区域全体 | 緑地割合 | 57.5%              | 49.9%           | 50.0%             |
|        | 緑地面積 | 18,795ha           | 16,356.3ha      | 16,364.4ha        |

《計画対象区域内における緑地量を維持します》

##### 2) 都市公園等の整備目標（都市計画区域内）

|                | 計画策定時<br>(平成 12 年)     | 現在<br>(平成 22 年)        | 目標年次<br>(平成 32 年)      |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 都市公園*1の面積      | 279ha                  | 319.6ha                | 415.2ha                |
| 住民1人あたり都市公園面積  | 8.1 m <sup>2</sup> /人  | 8.8 m <sup>2</sup> /人  | 11.3 m <sup>2</sup> /人 |
| 都市公園等*2の面積     | 549ha                  | 618.5ha                | 727.2ha                |
| 住民1人あたり都市公園等面積 | 15.9 m <sup>2</sup> /人 | 17.0 m <sup>2</sup> /人 | 19.8 m <sup>2</sup> /人 |

\*1) 都市公園・・・都市公園法で規定するもの

\*2) 都市公園等・・・都市公園＋公共施設緑地

《1人あたりの公園面積を11.3 m<sup>2</sup>に増やします》

## (5) 施策の体系

基本理念、緑の将来像、基本方針につながる施策の体系を以下のように設定します。

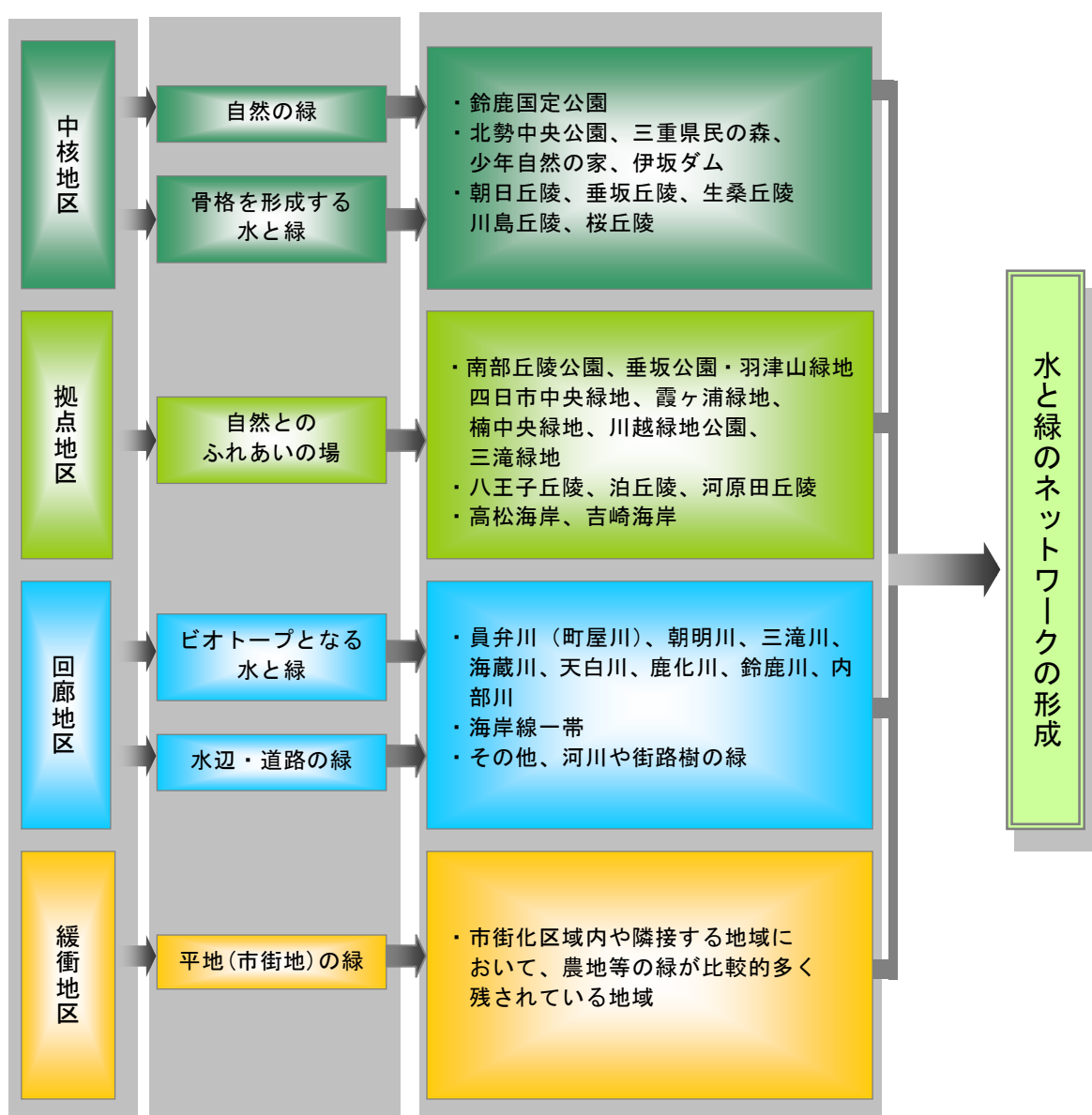
| 基本理念                      | 緑の将来像   | 基本方針   | 方針                         | 主な施策内容   |
|---------------------------|---|--|----------------------------|--|
| <b>地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち</b> | 水と緑のネットワークが形成され、自然を活かした公園整備などにより、自然とふれあう機会が充実しています。                                     | <b>基本方針 1</b><br><b>“つながる”</b><br><b>水と緑の保全と創出</b>               | 方針 1-1<br>貴重な自然環境の保全       | ○森林、山地部の保全・活用<br>○海岸・干潟の保全<br>○天然記念物や史跡記念物の保全                                |
|                           |   |  | 方針 1-2<br>樹林地・農地の保全        | ○市街地外縁部の丘陵地の保全<br>○樹林地の保全・活用<br>○農地の保全・活用                                    |
|                           |   |  | 方針 1-3<br>市街地につなぐ水と緑の軸づくり  | ○市民の憩いの場、多自然川づくり<br>○河川などの保全・活用<br>○臨港部の緑地などの環境整備<br>○安全で快適な歩行者・自転車ネットワークの形成 |
|                           |   |  | 方針 1-4<br>自然とふれあう場の整備と充実   | ○森林・里山の保全による自然とふれあう場の創出<br>○本物の自然とふれあう場としての広域観光の推進                           |
|                           | まち全体が緑で彩られ、良好な環境・景観を形成し、レクリエーションや憩いの場が提供されており、都市部の公園緑地は災害時の避難地や避難経路、緩衝緑地としての機能を果たしています。 | <b>基本方針 2</b><br><b>まちを“彩る”</b><br><b>緑化の推進</b>                  | 方針 2-1<br>身近な公園の充実と再整備     | ○身近な利用しやすい公園の確保<br>○身近な公園緑地の整備<br>○小・中学校グラウンドなどの整備・活用                        |
|                           |   |  | 方針 2-2<br>核となる公園緑地の整備・利用促進 | ○核となる公園・緑地、史跡の整備<br>○核となる公園の利用促進と管理体制の充実                                     |
|                           |   |  | 方針 2-3<br>沿道緑化と民有地緑化の推進    | ○沿道緑化の推進<br>○民有地緑化の促進<br>○官公庁施設などの緑化   |
|                           |   |  | 方針 2-4<br>公園等の防災機能の充実      | ○防災機能を備えた公園の整備・充実<br>○防災機能を有する緑化の推進  |
|                           | 住民・住民活動団体、企業と行政が一丸となって、身近な公園や街路樹の維持管理を始め、生物多様性の豊かな里地里山の保全・創出活動などを行っています。                | <b>基本方針 3</b><br><b>住民とともに</b><br><b>緑を“育てる”</b><br><b>体制づくり</b> | 方針 3-1<br>緑化や保全の支援         | ○緑化や里山保全などの住民活動への支援<br>○家庭における緑化の推進  |
|                           |   |  | 方針 3-2<br>緑に関する人材育成        | ○住民との協働の体制づくり、人材育成<br>○環境教育、環境学習の推進<br>○公園緑地の維持管理体制の充実<br>○住民ボランティアの育成       |
|                           |   |  | 方針 3-3<br>緑に関する情報提供        | ○環境学習等の機会の提供<br>○環境教育の推進<br>○普及啓発活動の推進                                       |



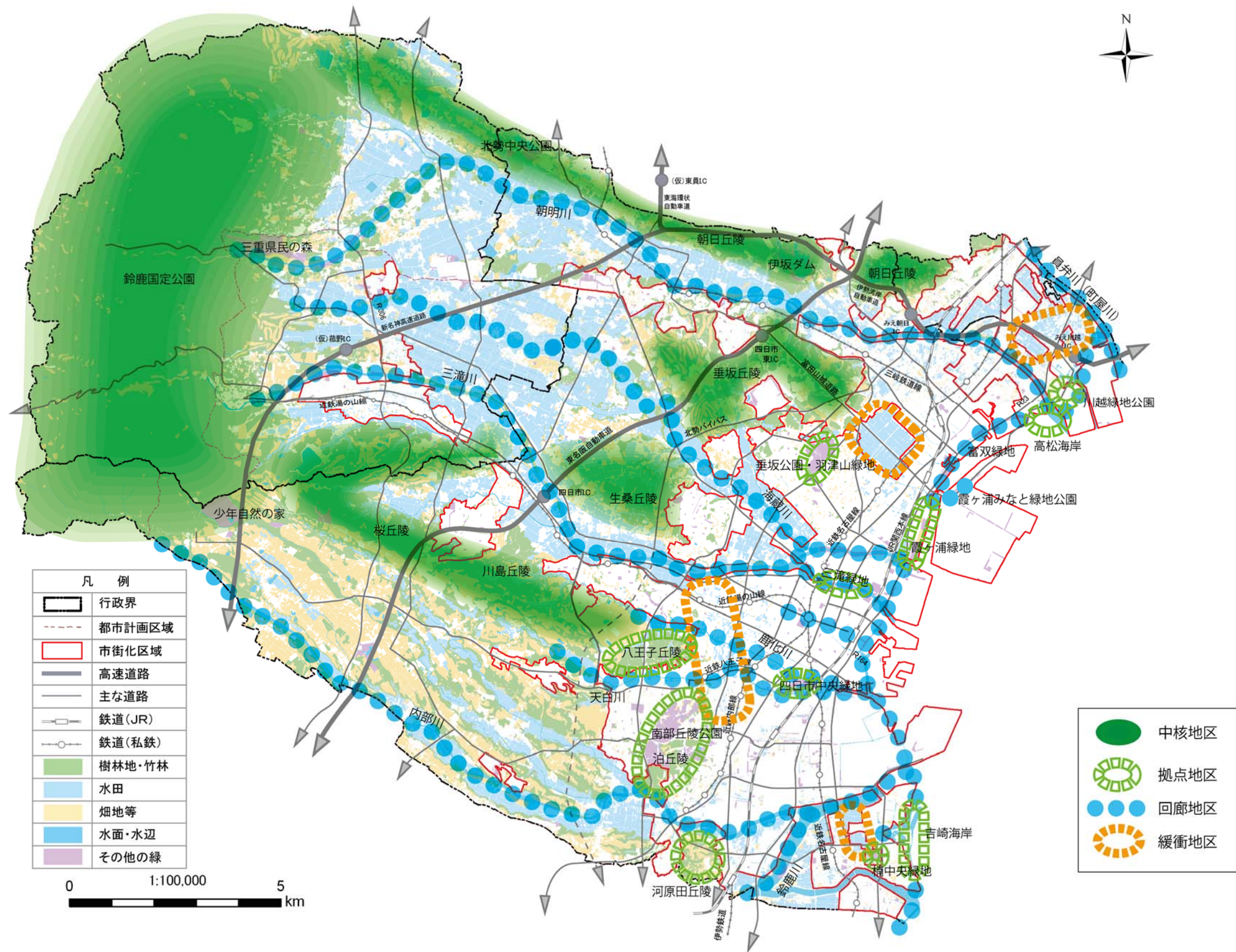
## (6) 総合的な緑地の配置方針

水と緑のネットワークの構成要素となる中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区について、以下の考え方に基づいて配置します。

| 地区   | 配置にあたっての考え方  |
|------|--|
| 中核地区 | 他の地域への動植物種の供給源となり、水と緑のネットワークの核となる都市の郊外の大規模な緑                         |
| 拠点地区 | 水と緑のネットワークの拠点となる市街地における大規模な緑   |
| 回廊地区 | 中核地区や拠点地区の規模、位置を踏まえた河川など帯状の緑地や飛石状の緑地等複数地区を相互に連続させる緑                  |
| 緩衝地区 | 中核地区、拠点地区、回廊地区に対して緩衝機能を発揮する緑が既に存在している地区又は緩衝機能を発揮する緑の再生・創出を図ることが可能な地区 |



■総合的な水と緑の配置図

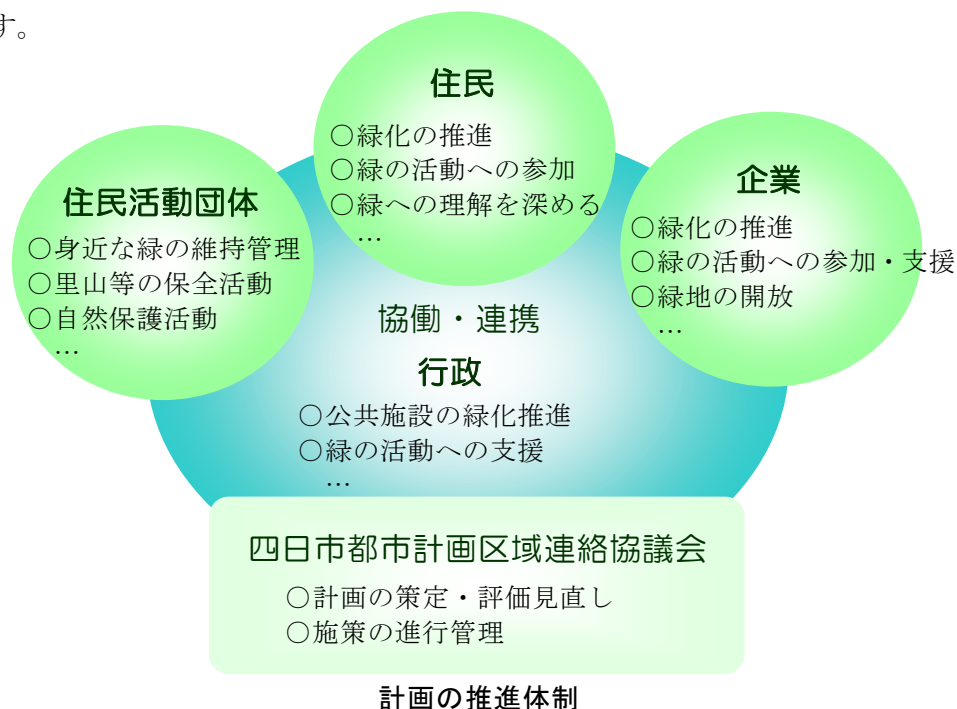




## 7. 計画の推進体制と進行管理

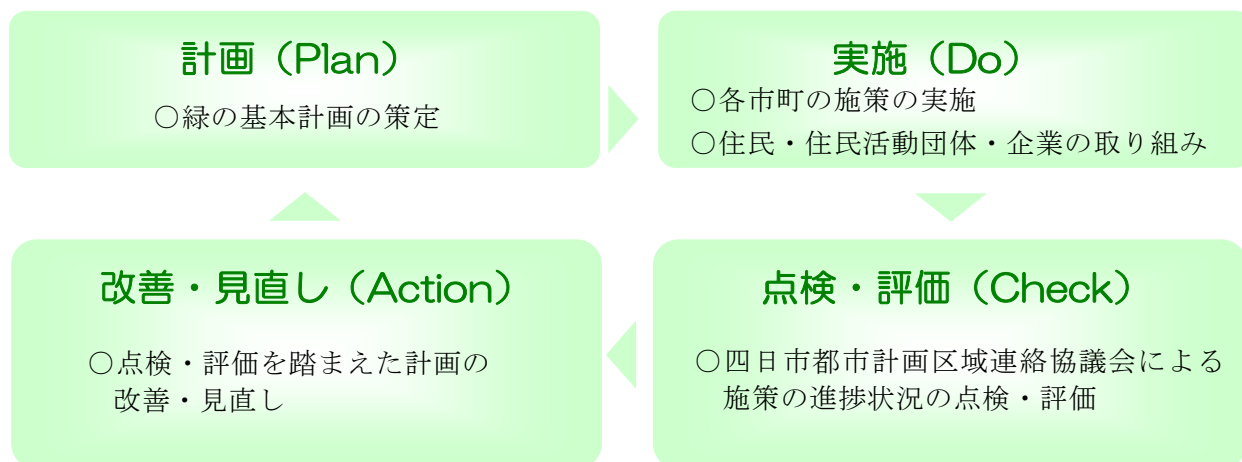
### 1) 計画の推進体制

本計画の基本理念である「地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち」に基づいた緑の将来像を実現していくためには、多様な主体が協働、連携して計画を推進することが必要です。



### 2) 計画の進行管理

各施策の進捗状況や目標達成状況を点検、評価するために、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、改善・見直し (Action) のPDCAサイクルの考えに基づき計画の進行管理を行います。本計画の点検・評価や改善・見直しは、四日市都市計画区域連絡協議会において1市3町が連携しながら進めるものとします。本計画は概ね5年ごとに点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直します。



PDCAサイクルに基づく進行管理のイメージ

## 第Ⅱ編 市町別計画

---

# 1. 四日市市の施策

## 1-1. 計画の基本

### 1) 四日市市における「緑の基本計画」の位置づけ

本市では、「四日市市総合計画（平成 22 年 12 月市議会議決）」や「四日市市都市計画マスタープラン全体構想（平成 23 年 7 月改定）」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。また、「四日市市景観計画（平成 22 年 2 月策定）」や「四日市市環境計画（平成 23 年 12 月改定）」においても各分野の方向性を示しています。

本計画は、総合計画に即すとともに都市計画マスタープラン全体構想と整合を図り、景観計画や環境計画と調和を図る必要があります。

このため、都市計画マスタープラン全体構想の緑に関する部分の詳細な計画と位置づけ、取り組みについてできる限り具体的に記載するよう努めました。

### 2) 計画の前提

計画期間：概ね 10 年後の平成 32 年度（2020 年度）

将来人口（2020 年）：316,000 人

目標年次の市街化区域面積：7,505ha

目標年次の都市計画区域面積：20,080ha

目標年次の行政区域面積：20,559ha

### 3) 目標水準

本市の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

#### ①緑地の確保目標

| 区域     |      | 計画策定時※<br>(平成 12 年) | 現在<br>(平成 22 年) | 目標年次<br>(平成 32 年) |
|--------|------|---------------------|-----------------|-------------------|
| 市街化区域  | 緑地割合 | 8.7%                | 8.5%            | 8.1%              |
|        | 緑地面積 | 646.7ha             | 637.8ha         | 611.6ha           |
| 都市計画区域 | 緑地割合 | 42.5%               | 34.9%           | 35.0%             |
|        | 緑地面積 | 8,508.3ha           | 7,005.0ha       | 7,035.2ha         |
| 行政区域全体 | 緑地割合 | 43.8%               | 36.4%           | 36.5%             |
|        | 緑地面積 | 8,987.3ha           | 7,484.0ha       | 7,514.2ha         |

《計画対象区域内における緑地量を維持します》

#### ②都市公園等の整備目標（都市計画区域内）

|              | 計画策定時※<br>(平成 12 年)    | 現在<br>(平成 22 年)        | 目標年次<br>(平成 32 年)      |
|--------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 都市公園の面積      | 267.7ha                | 304.7ha                | 396.6ha                |
| 市民 1 人あたりの面積 | 8.9 m <sup>2</sup> /人  | 9.7 m <sup>2</sup> /人  | 12.6 m <sup>2</sup> /人 |
| 都市公園等の面積     | 442.3ha                | 506.1ha                | 608.4ha                |
| 市民 1 人あたりの面積 | 14.6 m <sup>2</sup> /人 | 16.1 m <sup>2</sup> /人 | 19.3 m <sup>2</sup> /人 |

《1 人あたりの公園面積を 12.6m<sup>2</sup>に増やします》

※) 平成 12 年の数値は、旧四日市市と旧楠町を合算

## 1-2. 緑の保全と緑化の施策

### (1) 基本方針1 “つながる” 水と緑の保全と創出

#### 方針1-1 貴重な自然環境の保全

##### ① 海岸・干潟の保全

本市の臨海部には、市内唯一の自然海岸である吉崎海岸や日本の重要湿地（環境省）に選定される鈴鹿川河口の干潟は重要なものであり、いずれも市を代表する自然環境として生態系に配慮した保全が必要です。一方、海岸部では一部に埋立の計画があり、周辺環境との調和が必要になります。

##### 【取り組み】

- 吉崎海岸の保全と活用
- 鈴鹿川河口干潟の保全
- 南部浄化センターの緑地整備や緑化の促進

##### ② 天然記念物や史跡記念物の保全

本市に存在する、指定文化財や保存樹、湧水地などは、周辺を含めて貴重な緑地となっています。また、社寺境内地なども、緑の少ない市街地内では、貴重なまとまった緑となっており、これらの維持が必要です。

##### 【取り組み】

- 智積養水、社寺林など、地域の重要な環境資源の維持
- 御池沼沢植物群落などの天然記念物の保全
- 特別緑地保全地区や保存樹林の指定などを検討

## 方針 1-2 樹林地・農地の保全

### ③ 市街地外縁部の丘陵地の保全

市街地外縁部の丘陵樹林地の一部には、風致地区の指定や南部丘陵公園などが整備され、地元のボランティアによる維持・管理も行われています。これらの地域は、都市環境、都市景観、生物多様性の維持のうえからも重要な樹林地であり、風致地区や公園以外の丘陵樹林地についても積極的な保全が必要です。

垂坂公園・羽津山緑地や采女城跡市民緑地などでは、街並みや自然を見渡す景観の確保に向けた取り組みも進んでいます。

#### 【取り組み】

- 市民緑地制度、緑地協定制、景観協定制などの活用
- 風致地区の保全や緑地保全地域などの指定検討
- 保全に必要な条例整備や市民・市民活動団体・企業と協働で保全する仕組みづくり

### ④ 田、畑、果樹園などの保全

田、畑、果樹園などの農地は、都市の環境保全（水源の涵養、生物多様性の維持など）や景観形成の点からも重要です。また、農地の持つ保水機能は浸水を防止するなど、臨海部に地盤の低い市街地を広く抱える本市では、防災上からも欠くことのできない緑地です。このように、公益的な機能を併せ持つ農地を、極力、保全していく必要があります。

また、住宅と農地が混在した市街地では、都市農地の保全も含めて、オープンスペースを生かした地域づくりに取り組むことが必要です。

#### 【取り組み】

- 農地の集約化や多様な担い手づくりなどによる農地を保全する仕組みづくり
- 土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休農地などを市民農園などに活用
- 市街化区域において生産緑地地区の追加指定の検討



## 方針 1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

### ⑤ 市民の憩いの場としての川づくり、多自然川づくり

本市を流れる多くの川は、多様な生物にとって重要な生息・移動空間となっており、生態系の維持に十分配慮した保全・整備が求められています。三滝川などでは高水敷を活用した親水空間の整備も進められており、緑の少ない市街地の重要な自然環境や市民の憩いの場として、一層の活用が必要です。

#### 【取り組み】

- 河川敷を市民の憩いの場として活用できるように、親水空間、遊歩道、自転車道の整備
- 河川改修時における多自然川づくり

### ⑥ 四日市港の緑地など

四日市港の臨港地区に点在する緑地を活用した親水空間のネットワーク化により、より魅力を向上させることが必要です。

#### 【四日市港管理組合の取り組み】

- 臨港地区に点在する緑地（千歳運河緑地など）の整備・拡充
- 末広橋梁、潮吹き防波堤などの重要文化財、近代化産業遺産を活用した親水空間のネットワーク化

## 方針 1-4 自然とふれあう場の整備と充実

### ⑦ 森林・里山の保全による自然とふれあう場の創出

本市には、伊坂ダム周辺地域や四郷風致地区などに代表される森林や里山が多く存在し、これらは市民の心にやすらぎを与えるほか、貴重な動植物を育み、生物多様性を維持するための貴重な環境資源となっています。また、鈴鹿山麓の豊かな自然とふれあえる少年自然の家などの施設を維持していくことも必要です。

#### 【取り組み】

- 市民緑地制度の活用などによる市民活動の促進
- 市民・市民活動団体・企業と連携した新たな仕組みづくり
- 土地開発公社が所有する森林用地を活用した保全策の検討
- 少年自然の家、水沢市民広場（星の広場）などの施設の適正な維持と活用促進
- 緑に関する基金制度やトラスト制度の検討
- 原野化農地の森林としての保全検討

## (2) 基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進

### 方針2-1 身近な公園の充実と再整備

#### ① 身近な公園、利用しやすい公園の確保

本市の市街地内には、総合公園や中央緑地、霞ヶ浦緑地といった大規模な公園が比較的多く整備されています。一方で、身近な公園については、施設の老朽化などにより利用頻度が低下しているものも見られます。

また、市街地の中で身近な公園が不足している地域もあります。

#### 【取り組み】

- 身近な公園が不足している地域における公園緑地の整備・拡充
- 小林地区地区計画に位置付けられている公園の整備検討
- 公共施設などの跡地における公園緑地の検討
- 郊外団地など生活の拠点については、環境、福祉、教育など多様な視点から既設公園のリニューアル
- 身近に水辺の自然とふれあえる場として、河川敷を活用した親水空間の整備
- 羽津公園は、都市計画決定より60年以上が経過し、計画区域内では宅地化が進んでいる一方で、周辺には霞ヶ浦緑地や垂坂公園・羽津山緑地といった大規模な都市公園も整備されており、市民ニーズや地域の実情に合わせた計画の見直し
- 主要駅における駅前広場の整備にあわせた緑化の推進
- 工業集合地特例適用※による企業負担金を原資とした緑化の推進

※) 工場などが集中して立地する一団の土地と隣接して緑地又は環境施設を整備する場合に、各工場などの敷地面積に応じて緑地などを配分し、各工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算することができる工場立地法に基づく特例。

## 方針 2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

### ② 核となる公園・緑地、史跡の整備

緑の配置の核となる大規模な公園や緑地としては、南部丘陵公園、垂坂公園・羽津山緑地、泊山公園、三滝公園の4つの総合公園を始めとして四日市中央緑地、霞ヶ浦緑地、楠中央緑地などの緩衝緑地や海蔵川緑地、三滝川緑地、鈴鹿川緑地などの河川敷を利用した都市緑地があります。このほか、いなべ市、菰野町にまたがる広域公園として北勢中央公園があります。これらの内、南部丘陵公園、垂坂公園・羽津山緑地ならびに北勢中央公園で整備を行っています。

また、久留倍官衙遺跡についても歴史の体験・学習の場であるとともに、緑を担う史跡公園として整備していきます。

今後も引き続き、他の都市公園や市内の里山などの優良な樹林地の保全と連携を図り、緑のネットワークの形成を構築していく上で核となる公園や緑地の整備を計画的に進めていく必要があります。

#### 【取り組み】

- 垂坂公園・羽津山緑地、南部丘陵公園の整備
- 垂坂公園・羽津山緑地、南部丘陵公園、泊山公園を始めとする公園緑地のボランティアの保全・育成活動を推進・支援
- 国指定史跡久留倍官衙遺跡の保存・整備
- 北勢中央公園未開設部分の早期整備の促進
- 墓園については墓地需要などにあわせて順次整備
- 三滝緑地など河川改修にあわせた河川敷緑地の整備
- 河畔緑地の適正な見直し

## 方針 2-3 沿道緑化と民有地緑化の推進

### ③ 沿道緑化の推進

市街地内の緑を増やすためには、街路樹などによる沿道の緑化が必要です。

また、既設の街路樹にも歩道幅員に対して街路樹が大きすぎ、歩行などに支障をきたすなどの問題があり、その改善や、街路樹などの整備に道路幅員が不足している区間への緑化も必要です。

#### 【取り組み】

- 市街地内の街路樹などの整備
- 既設の街路樹の歩道幅員に応じた樹種の転換
- 生垣設置助成金交付制度を活用した民有地緑化の促進
- 花と緑いっぱい事業を活用した沿道緑化の促進

### ④ 民有地緑化の促進

まちの緑を増やすためには、公園・緑地などの保全・整備だけでなく、市民・市民活動団体・企業、行政が一体となって緑化を進めることが重要です。

#### 【取り組み】

- 家庭をはじめとする民有地緑化を推進するための生垣設置助成や新たな支援策の検討
- 駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化などの多様な緑化に対する啓発、支援
- 地区計画や緑地協定などを活用した緑に関するルールづくりによる地区全体での緑化の推進
- 工場などの事業所への緑化推進の啓発、緑地空間の整備、工場緑地を市民に触れ合えるような場所に設置することができる制度の検討

## ⑤ 官公庁施設などの緑化

官公庁施設などの緑化率を今後とも高める必要があります。

### 【取り組み】

- 官公庁施設などにおける緑化（敷地内緑化、壁面緑化など）の推進及び環境教育の場（ビオトープ、樹林、農地、水辺など）の確保
- 花と緑いっぱい事業を活用した、市民との協働による公共公益施設の緑化の推進

## 方針 2-4 公園等の防災機能の充実

## ⑥ 防災機能を備えた公園等の整備、充実と防災機能を有する緑化の推進

市街地内の公園や官公庁施設、教育施設などは、災害時の避難場所として機能します。

建物が密集する旧市街地では、老朽家屋の除却を促進し、土地利用更新に向けた空間を確保するとともに、その一部を広場や緑の空間とすることが考えられます。

また、小・中学校のグラウンドは、地域にとって重要な災害時の避難場所となる施設であり、これらの機能に配慮した緑化の取り組みが必要です。

### 【取り組み】

- 小・中学校のグラウンドを災害時の避難場所として活用
- 密集市街地の老朽家屋の除却促進と防災にも寄与する空地の確保
- 公園などにおける防災機能の充実



### (3) 基本方針3 住民とともに緑を“育てる”体制づくり

#### 方針3-1 緑化や保全の支援

##### ① 緑化や里山保全などの市民活動への支援

水と緑の保全や創出には、市民と行政がお互いの役割を果たしつつ連携して取り組む必要があります。市民緑地制度を活用した里山保全に取り組むとともに、緑化活動や里山保全活動を行っている市民・市民活動団体・企業を支援します。

###### 【取り組み】

- 市民・市民活動団体・企業、行政が連携して進める緑化活動や里山保全活動の仕組みづくり
- 市民による緑の保全・創出活動を支援するための活動助成制度づくり

#### 方針3-2 緑に関する人材育成

##### ② 市民との協働の体制づくり、人材育成

市民が最も身近に感じる緑である公園や街路樹は、市民・市民活動団体・企業、行政がお互いの役割を果たしつつ連携して取り組む必要があります。

###### 【取り組み】

- 市民・市民活動団体・企業、行政が連携して、身近な公園や街路樹の維持管理する体制づくり
- 緑化や緑の保全に関する市民ボランティアの人材育成
- 身近な公園の新設や再整備の際に市民参画型の計画手法を導入
- 優れた緑化活動や自然保護活動を行った市民・市民活動団体・企業に対する表彰制度の継続

#### 方針3-3 緑に関する情報提供

##### ③ 環境学習などの機会の提供

水と緑の保全や創出を効果的に行うには、市民の関心を高め、環境学習などの水と緑のことをよく知る機会を提供することが必要です。

###### 【取り組み】

- 市民が水と緑に対する関心を高め、理解が得られるような環境学習、水辺、緑化に関する情報提供、イベントなどの機会や場の提供
- 緑や園芸に対する関心を高め、知識や技術の習得の場として、市民園芸教室を開催

## 1-3. 緑化重点地区

---

### 1) 保全配慮地区の設定

緑の保全に関して重点的に配慮を加えるべき地区を、保全配慮地区として設定します。具体的には、市街地外縁部のまとまった規模の丘陵樹林地を「セブンヒルズ」として設定します。

また、四日市東 I. C 周辺や北勢バイパスの主要な交差点付近においては、自然環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。

<対象地区（セブンヒルズ）>

- ・朝日丘陵地区（伊坂ダム、山村ダム周辺）
- ・垂坂丘陵地区（垂坂公園・羽津山緑地～四日市東 IC 周辺）
- ・生桑丘陵地区（曾井山、大日山周辺）
- ・川島・桜丘陵地区
- ・八王子丘陵地区（四郷風致地区周辺）
- ・泊丘陵地区（南部丘陵公園周辺）
- ・河原田丘陵地区（みかん果樹園周辺）

### 2) 保全配慮地区の計画

#### ①セブンヒルズの現況

四日市広域圏の中央部に点在する7つの地区より構成されます。

これらは、市街地を取り囲む丘陵地に位置しており、市民の自然とのふれあいニーズや地域の環境保全、景観保全、防災といった機能面から極めて重要な緑となっています。

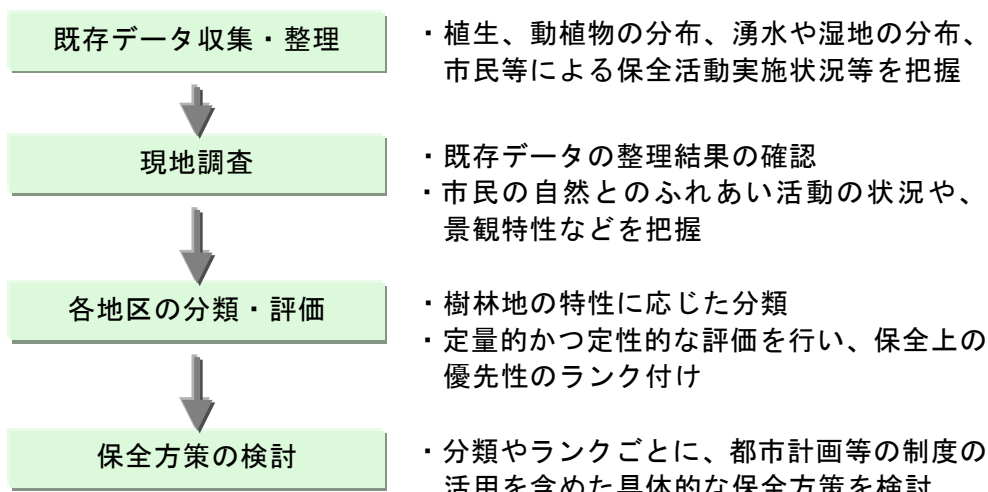
#### ②課題

市街地外縁部の丘陵樹林地は、市民の心に安らぎを与えるとともに、気軽に訪れることができる自然空間として市街地の魅力を高め、生物多様性の維持、水源の涵養、防災など、多くの重要な役割を担う貴重な環境資源となっています。

しかし、今後こうした樹林地などが消失する恐れがあり、一度失われると、緑地としての回復は非常に困難であるため、貴重な自然環境として積極的な保全が必要となっています。また、竹林の拡大や二次林の植生遷移が進むなど、樹林地としての質の維持も重要な課題となっています。

#### ③保全配慮地区の緑の評価

保全配慮地区の緑について、市民の利活用・保全活動などの状況をふまえて分類・評価を行い、保全の重要性や優先順位、保全方策などについて検討します。



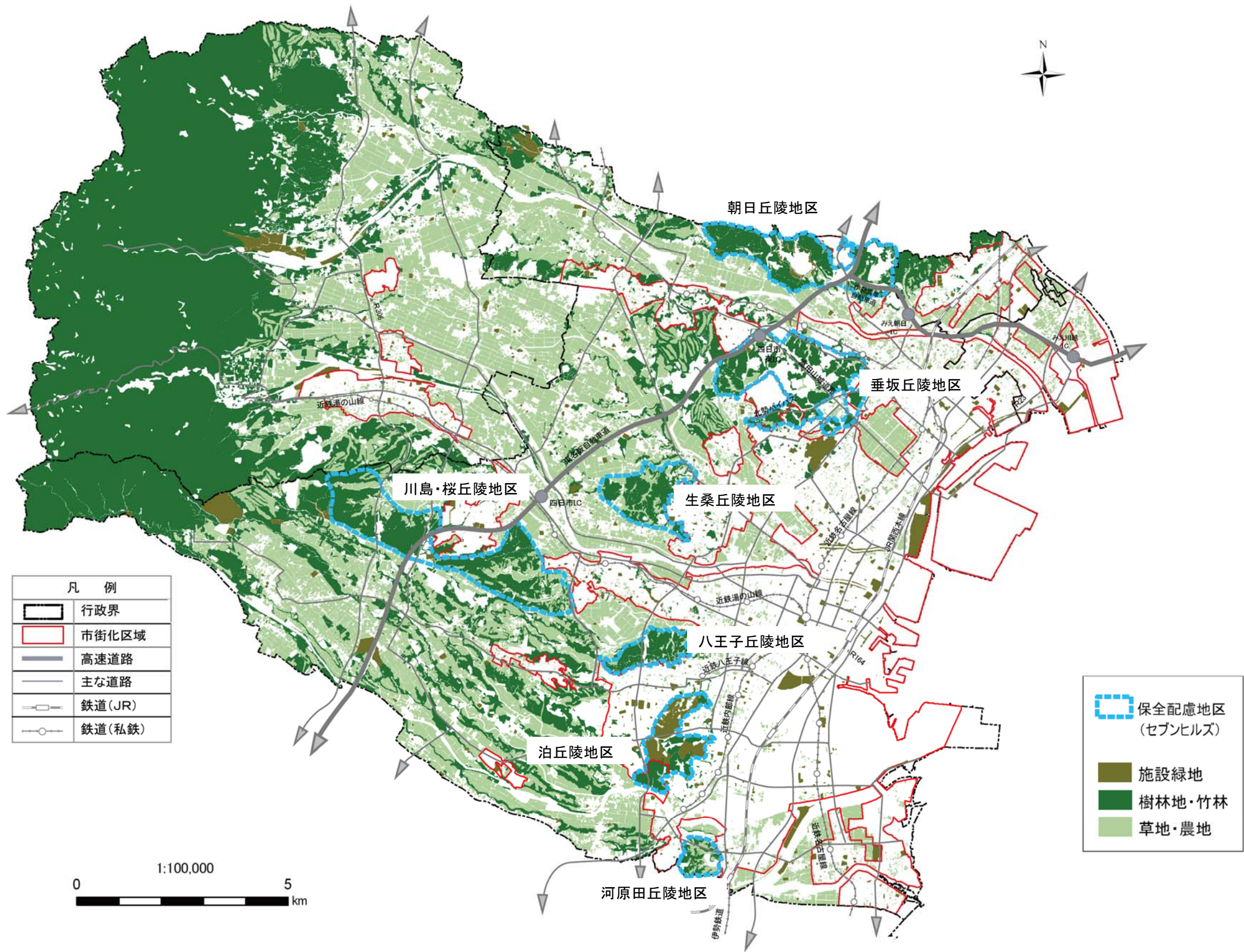
### 3) 保全手法

保全配慮地区内の緑のうち、新たな保全措置が必要と判断されるものについては、適切な保全手法を選択し、地区の自然的環境の保全に努めます。

具体的には、市民緑地制度を積極的に活用するとともに、地区計画などによる緑地保全に向けた制度の活用を検討します。

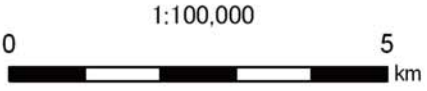
| 制度                               | 概要  |
|----------------------------------|---|
| 市民緑地制度<br>(都市緑地法第 55 条)          | 土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体等が契約を締結し緑地や緑化施設を公開する制度                         |
| 地区計画による緑地保全<br>(都市緑地法第 20 条)     | 屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度を活用して現状凍結的に保全する制度                          |
| 緑地保全地域制度<br>(都市緑地法第 5 条)         | 里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の制限により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度         |
| 緑地協定制度<br>(都市緑地法第 45 条、第 54 条)   | 土地所有者の合意によって、緑地の保全に関する協定を締結する制度   |
| 風致地区制度<br>(都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号) | 都市における水や緑など、自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観(風致)を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区          |
| ナショナル・トラスト制度                     | 市民や企業などからの寄付で、自然地などを買い取る、または寄贈や遺贈を受けて維持する制度                               |
| グラウンドワークトラスト制度                   | 市民、企業、行政がパートナーシップを組み、協働して自然などの地域環境を持続的に、再生、改善、管理する活動を展開し、持続可能な地域社会を構築する制度 |
| 里山オーナー制度                         | 里山を賃貸借し、市民等が楽しみながら里山づくりを体験する制度  |





| 凡 例 |        |
|-----|--------|
|     | 行政界    |
|     | 市街化区域  |
|     | 高速道路   |
|     | 主な道路   |
|     | 鉄道(JR) |
|     | 鉄道(私鉄) |

|  |                    |
|--|--------------------|
|  | 保全配慮地区<br>(セブンヒルズ) |
|  | 施設緑地               |
|  | 樹林地・竹林             |
|  | 草地・農地              |



■ 保全配慮地区（四日市市）の位置

## 2. 菰野町の施策

### 2-1. 計画の基本

#### 1) 菰野町における「緑の基本計画」の位置づけ

本町では、「第5次菰野町総合計画（平成23年6月策定）」や「菰野町都市マスタープラン（平成21年3月策定）」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。今回の「緑の基本計画」では、新しいまちづくりの方向性の中で、緑に関する部分の詳細な計画として位置づけています。

#### 2) 計画の前提

目標年次：概ね10年後の平成32年度（2020年度）  
将来人口（2020年）：39,000人※  
将来都市計画区域内人口：26,403人  
目標年次の市街化区域面積：368ha  
目標年次の都市計画区域面積：3,687ha  
目標年次の行政区域面積：10,728ha

※）「第5次菰野町総合計画」参考資料の将来推計人口38,991人より39,000人と設定した。

#### 3) 目標水準

本町の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

##### ①緑地の確保目標

| 区域     |      | 計画策定時<br>(平成12年) | 現在<br>(平成22年) | 目標年次<br>(平成32年) |
|--------|------|------------------|---------------|-----------------|
| 市街化区域  | 緑地割合 | 3.0%             | 2.4%          | 2.7%            |
|        | 緑地面積 | 11ha             | 9.0ha         | 10.0ha          |
| 都市計画区域 | 緑地割合 | 69.2%            | 47.7%         | 47.3%           |
|        | 緑地面積 | 2,552ha          | 1,756.9ha     | 1,745.6ha       |
| 行政区域全体 | 緑地割合 | 89.4%            | 80.7%         | 80.5%           |
|        | 緑地面積 | 9,556ha          | 8,658.6ha     | 8,631.1ha       |

##### ②都市公園等の整備目標（都市計画区域内）

|            | 計画策定時<br>(平成12年)       | 現在<br>(平成22年)          | 目標年次<br>(平成32年)        |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 都市公園の面積    | 10.9ha                 | 13.7ha                 | 15.0ha                 |
| 住民1人あたりの面積 | 4.4 m <sup>2</sup> /人  | 5.2 m <sup>2</sup> /人  | 5.6 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市公園等の面積   | 88.8ha                 | 89.7ha                 | 90.7ha                 |
| 住民1人あたりの面積 | 35.8 m <sup>2</sup> /人 | 33.8 m <sup>2</sup> /人 | 34.3 m <sup>2</sup> /人 |



## 2-2. 緑の保全と緑化の施策

### (1) 基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

#### 方針1-1 貴重な自然環境の保全

##### ① 自然環境の保全・活用

豊かな自然資源の宝庫である鈴鹿国定公園、自然を体感し学習できる三重県民の森やキャンプ場など本町の山地部は、動植物の貴重な生息空間、人々のレクリエーション活動の場となっています。

しかしながら、都市化の進展とともに、これらの豊かな自然が失われつつあります。したがって、今後はこれら山地部の自然環境を保全しつつ、秩序ある活用をしていく必要があります。

##### 【取り組み】

- 三重県民の森や東海自然歩道などの保全・活用と適切な維持管理の推進
- 鈴鹿国定公園の優れた景観の保全・活用
- 保安林区域の適正な管理による保全
- ニホンカモシカの保護地域、田光のシデコブシ及び湿地植物群落や鎌ヶ岳ブナ原始林などの継続的な保全

#### 方針1-2 樹林地・農地の保全

##### ② 農地の保全・活用

本町の市街地周辺部には、多くの水田があり、鈴鹿山脈を背景とした田園風景は、菰野町独特の優れた景観を有しており、人々の原風景となっています。したがって、今後とも優良農地・田園環境の保全に努めます。

また、土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休農地などを活用した農園などの整備を検討します。

##### 【取り組み】

- 農業振興地域・農用地区域の優良農地や田園環境の継続的な保全

## 方針 1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

### ③ 朝明川、三滝川の保全・活用

朝明川、三滝川などの河川については、自然環境に配慮しつつ、親水性のある水辺空間として整備を推進し、親しみある河川景観の形成を図ります。

また、これらの河川と東海自然歩道などの散策路を結びネットワーク化を図ることにより、歩行系を中心とした緑のネットワークの形成を図ります。

#### 【取り組み】

- 朝明川、三滝川について、自然環境との共生に配慮した整備
- 三滝川河川敷を利用した遊歩道などの整備

### ④ その他の河川・用排水路の保全・活用

その他の河川・用排水路については、改修の際に多自然型の工法を導入するなど、生物生息環境に配慮します。

また、親水性を備えた住民に親しまれる水辺空間として整備を図ります。

#### 【取り組み】

- 生物生息環境に応じた、多自然川づくりの工法の検討

## 方針 1-4 自然とふれあう場の整備と充実

### ⑤ 本物の自然とふれあう場としての広域観光の推進

本町へは、豊かな自然環境である鈴鹿国定公園や四季折々の景観や川のせせらぎが楽しめる湯の山温泉など、年間 200 万人前後の観光客が訪れています。多様化する観光ニーズの中で健康志向や環境配慮への関心が高まる中で、自然とふれあえる場としての環境整備が求められています。

#### 【取り組み】

- エコツーリズムやグリーンツーリズムを受け入れる環境の整備
- 地域資源の活用による魅力の創造、発信

## (2) 基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進

### 方針2-1 身近な公園の充実と再整備

#### ① 身近な公園・緑地の整備

アンケート調査結果によると、「子どもが安心して遊べる広場のある公園」を要望する回答が最も多く、身近な公園や広場の整備が求められています。

地域住民と協働し、安全で安心して遊べる子どもの遊び場や地域住民の憩いの場となる身近な公園・緑地の整備に努めます。

#### 【取り組み】

- 市街地における既存の広場などを活用した公園、緑地の整備  
(町民センター南多目的広場、南部公民館など)
- 市街地の公園の整備状況により、公園が不足している地区における公園整備の推進
- 公園の整備について、景観や防災の観点からの緑化の推進
- 地区における身近な公園や広場の再整備と維持管理の充実
- 学校グラウンドについて、町民にとって身近な運動の場としての活用

## 方針 2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

### ② 核となる公園の利用促進と管理体制の充実

本町には、『大羽根公園』、『大羽根緑地』、『朝明緑地』、『三滝川いこいの広場』の4つの都市公園があり、公園施設の充実により利用促進を図ります。また、既存の公園、広場は公園施設の整備を図り都市公園として位置づけます。

維持管理については地域住民の参加と協力を促進します。

#### 【取り組み】

##### ◎都市公園の整備

都市公園（大羽根緑地、大羽根公園、朝明緑地、三滝川いこいの広場）における公園施設の充実により、都市公園としての機能の向上を図ります

- 植栽による景観づくりを進めます
- ユニバーサルデザインに配慮し、トイレの水洗化を図ります
- 野球場などの運動施設の充実（野球用バックスクリーンの設置、テニスコートの修繕など）
- 雷雨などからの緊急避難場所の設置
- 大羽根緑地に隣接するサッカー場の施設の充実（人工芝の設置など）

##### ◎都市公園の設置

既設の公園、広場の公園施設の充実を図るとともに、新たに都市公園を設置します

- 町民センター南多目的広場に公園施設を設置し都市公園とします（便所、植栽、休憩所、砂場など）
- 菰野町都市マスタープランにおいて、（仮称）菰野 I.C 東側で新市街地として位置づけされている区域（潤田）で、面的整備時に設置される公園を都市公園とします

※施設の設置については、関係法令に基づき関係機関と協議の上、決定します。

## 方針 2-3 沿道緑化と民有地緑化の推進

### ③ 市街地内の緑化の推進

市街地内の緑は、優れた景観をもたらすばかりでなく、火災時の延焼防止などの防災機能も有しています。このことから、公共空間の緑化、住宅地や商業地などの民有地の緑化を推進します。

また、民有地の緑化を促進するため、緑化に対する意識の向上など、多様な支援についても検討します。

#### 【取り組み】

- 官公庁施設については、色彩豊かな花や季節感のある樹木の植栽を行い、快適で親しみのある空間となるような緑化の推進
- 教育施設については、快適な教育環境や防災面に配慮した緑化の推進
- 公共施設の新設や改築にあたっては、緑地空間を十分確保し計画的な緑化の推進
- 民有地については、住民や事業者との協力・連携により地域の特色を考慮した緑化の推進

## 方針 2-4 公園等の防災機能の充実

### ④ 防災機能を有する公園の整備

公園はレクリエーション機能だけでなく、災害時の避難場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯などの多様な防災機能も有しています。本町では、災害に強いまちづくりを推進するために、災害時に活用できるよう防災機能を有した公園、広場などの整備を進めます。

#### 【取り組み】

- 既存の公園、広場などの防災機能の整備・充実



### (3) 基本方針3 住民とともに緑を“育てる”体制づくり

#### 方針3-1 緑化や保全の支援

##### ① みんなで取り組む自然環境の保全と緑化の推進

本町では、自然環境の保全のために外来種の駆除など地域住民主体の取り組みが行われています。この豊かな自然環境や貴重な生物多様性を次世代に引き継ぐためには、こうした地域住民の主体的な環境再生・保全活動を支援し、持続可能な環境共生型の地域づくりを進めることが必要です。

また、地域住民にとって身近な公園の維持管理を含む緑化の推進への住民の参加と協力を促進します。

##### 【取り組み】

- ため池百選に選定された田光の「楠根ため」における環境保護活動など、地域住民の主体的な取り組みへの支援
- 住宅地については、地域住民の主体的な参加のもと、緑地の整備を働きかけ良好な生活環境を形成
- 地域住民に身近な公園については、より愛着ある公園として利用してもらうため、公園の計画から管理まで住民主体となった公園づくりの支援
- ボランティア団体などの民間団体と行政との協力体制を確立し、緑地空間の維持管理における住民参加の仕組みづくりや公園などの新規計画における住民参加の仕組みづくりのための活動の支援

#### 方針3-2 緑に関する人材育成

##### ② 環境教育、環境学習の推進

環境問題に主体的に取り組むことのできる人材を育成し、環境に配慮した行動を促すため、家庭や地域、学校など様々な場において、身近な自然とのふれあいや環境教育、環境学習の充実を図ります。

##### 【取り組み】

- 地域、学校などにおける環境教育・環境学習の充実
- 生態系の維持と保護を意識したエコツアーの推奨

### 方針 3-3 緑に関する情報提供

#### ③ 普及啓発活動の推進

緑などの保全や創出を促進するためには、緑に関する関心を高める必要があります。

##### 【取り組み】

- 花いっぱい運動などの緑化活動を継続し、住民の緑化に対する意識の向上
- 緑化意識の普及啓発活動の一環として、広報紙などによる緑の情報提供
- 町民の緑に対する意識を高めてもらう場として、季節ごとにスポットを当てた園芸教室や緑や花に関する各種イベントなどを開催し、緑化に対する理解と意識の普及啓発の向上

## 2-3. 緑化重点地区

---

### (1) 緑化重点地区

#### 1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、緑の保全や緑化が特に必要とされる地区を指定し、重点的な取り組みを進めるものです。

菰野町役場や保健福祉センターなどの公共施設と、菰野地区の市街地に隣接した三滝川の河川敷一帯を緑化重点地区として設定します。

#### 2) 基本方針

##### ●人々の憩いや交流の場となるような緑地空間づくり

町民に親しまれている三滝川の河川敷一帯は、ジョギングコースや三滝川いこいの広場が整備され、町民の憩いの場として利用されています。また、交流の場として、かもしかハーフマラソンなどのスポーツやイベント会場として利用されています。今後とも町民などの憩いや交流の場としての緑地の空間づくりを図ります。

##### ●公園や河川を生かした水と緑のネットワークづくり

地区内には、大羽根緑地、大羽根公園、B & G海洋センターグラウンド、菰野町庁舎周辺の緑地などが整備されています。したがって、河川の水辺空間と合わせてこれらの公園とネットワーク化を図ります。

##### ●楽しみながら学べる自然学習の場づくり

緑にふれあう機会が減りつつある中で、地区内では、緑と親しみ、楽しみながら植物などとふれあい学ぶことのできるような自然学習の場づくりを図ります。

#### 3) 施策内容

##### ●憩いや交流の場の創出

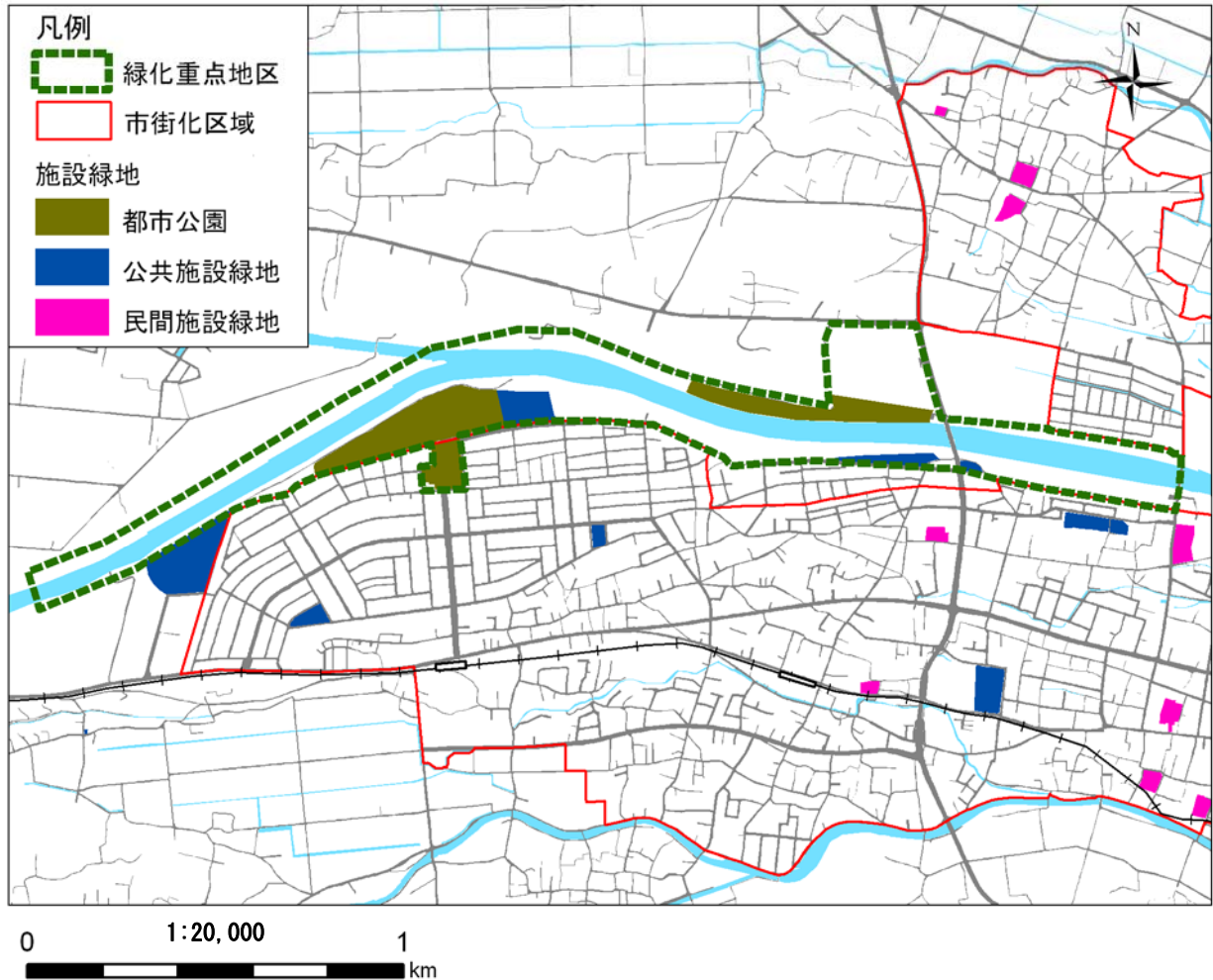
町民が憩い、楽しむことのできる場やイベントなどを通じて人との交流を目的としたイベントなどができる場として整備を行います。

##### ●スポーツを楽しむ場の創出

健康づくりの一環として、子供からお年寄りまで幅広い人々が、気軽なスポーツから競技スポーツまで、楽しむことのできる場として整備を行います。

### ●散策エリアの創出

散策しながら三滝川の水辺空間に生息する植物などの学習や観賞ができる歩行空間などの整備を行います。また、歩行空間の整備により、地区内における公園などのネットワークづくりを図ります。



■緑化重点地区（菰野町）の位置

### 3. 朝日町の施策

#### 3-1. 計画の基本

##### 1) 朝日町における「緑の基本計画」の位置づけ

本町では、「第5次朝日町総合計画（平成23年3月策定）」や「朝日町都市計画マスタープラン（平成21年3月策定）」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。

今回の「緑の基本計画」では、新しいまちづくりの方向性の中で、緑に関する部分の詳細な計画として位置づけています。

##### 2) 計画の前提

目標年次：概ね10年後の平成32年度（2020年度）  
将来人口（2020年）：10,000人※  
目標年次の市街化区域面積：275ha  
目標年次の都市計画区域面積：599ha  
目標年次の行政区域面積：599ha

※）「第5次朝日町総合計画」（平成23年3月）第2章将来人口と土地利用による。

##### 3) 目標水準

本町の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

##### ①緑地の確保目標

| 区域     |      | 計画策定時<br>(平成12年) | 現在<br>(平成22年) | 目標年次<br>(平成32年) |
|--------|------|------------------|---------------|-----------------|
| 市街化区域  | 緑地割合 | 14.5%            | 3.8%          | 4.5%            |
|        | 緑地面積 | 40ha             | 10.4ha        | 12.4ha          |
| 都市計画区域 | 緑地割合 | 33.2%            | 26.0%         | 26.3%           |
|        | 緑地面積 | 199ha            | 155.5ha       | 157.5ha         |
| 行政区域全体 | 緑地割合 | 33.2%            | 26.0%         | 26.3%           |
|        | 緑地面積 | 199ha            | 155.5ha       | 157.5ha         |

##### ②都市公園等の整備目標（都市計画区域内）

|            | 計画策定時<br>(平成12年) | 現在<br>(平成22年) | 目標年次<br>(平成32年) |
|------------|------------------|---------------|-----------------|
| 都市公園の面積    | 0.6ha            | 1.0ha         | 3.0ha           |
| 住民1人あたりの面積 | 0.9㎡/人           | 1.0㎡/人        | 3.0㎡/人          |
| 都市公園等の面積   | 4.8ha            | 5.2ha         | 7.2ha           |
| 住民1人あたりの面積 | 7.1㎡/人           | 5.5㎡/人        | 7.3㎡/人          |



## 3-2. 緑の保全と緑化の施策

### (1) 基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

#### 方針1-1 貴重な自然環境の保全

##### ① 森林の保全

北部から西部にかけての森林は、本町に残された貴重な自然環境であり、水源涵養、災害防止、保健休養、生物多様性の確保など、様々な機能を有しています。そのため、基本的には自然環境の保全を図りつつ、住民の憩いの場として活用していくものとします。

##### 【取り組み】

- 本町西部の森林を保全ゾーンとして、その貴重な自然環境の保全
- 歴史的、文化的遺産が分布する縄生廃寺跡周辺の森林を、自然の改変を極力少なくして自然に接し、親しめる空間として活用

#### 方針1-2 樹林地・農地の保全

##### ② 樹林地の保全・活用

町北西部の丘陵樹林地は、都市環境や都市景観の形成にとって重要な樹林であり、数々の遺跡・埋蔵文化財も分布しています。

したがって、適正な土地利用誘導に努めるとともに、郷土の歴史文化を学び、自然にふれあえる空間として整備・活用を図ります。

##### 【取り組み】

- 「縄生廃寺跡」周辺について公園整備
- 保全すべき樹林地の区域について、風致地区の指定や、町の条例などにより適正な土地利用誘導が図られるよう制度の検討
- 上記の指定区域などについて、散策などのレクリエーションに利用できるよう、市民緑地制度の活用や、町の条例など制定の検討
- 特に保全の重要性の高い緑地など、永続的に担保が求められるものについては、都市緑地などとして保全・整備の検討

### ③ 農地の保全・活用

農地は生産機能だけでなく、環境保全や景観形成、洪水時の一時貯留など公益的な機能を持ち、現行では農振農用地区域の指定により保全が図られています。

特に町南部に広がる農用地は、郷土景観を形成するとともに、伊勢湾岸自動車道など交通施設からの緩衝帯となるものであり、極力保全が望まれます。

したがって、農業経営への支援や、農地の持つ多様な公益的機能に対して地域住民の理解を深めることも重要です。

#### 【取り組み】

- 土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休農地などを活用した農園や学校農園などの整備

## 方針 1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

### ④ 河川などの保全・活用

本町には、員弁川（町屋川）と朝明川が流れており、いずれも整備が完了しています。両河川は、水と緑のネットワークを構成する主要な軸線となるだけでなく、多様な生物にとって重要な生息・移動空間ともなっており、こうしたビオトープとしての機能にも十分配慮するとともに、隣接市町とも連携しつつ、市街地周辺を中心に住民の憩いや散歩の場など多様なレクリエーション空間として活用を図ります。

### ⑤ 安全で快適な歩行者・自転車ネットワークの形成

本町は町域がコンパクトであるため、日常的生活は徒歩や自転車での移動がしやすい地域特性があります。

しかしながら、幹線道路網の整備は比較的進んでいるものの、それ以外の生活道路では道幅が狭く、歩行者や自転車にとっての安全性はあまり確保できていない状況です。したがって、旧東海道をはじめとする生活道路の整備とともに、幹線道路の歩道などと併せて、安全で快適な歩行者・自転車ネットワークを形成することが重要です。

#### 【取り組み】

- 都市計画道路などの幹線道路について街路樹などの緑化推進
- ポケットパークの設置や民地の生垣化など、沿道緑化を進め、快適性の向上
- 員弁川（町屋川）・朝明川について隣接市町と連携しながら河川に沿った道路の修景整備

## (2) 基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進

### 方針2-1 身近な公園の充実と再整備

#### ① 身近な公園緑地の整備

本町には、地域の子どもや住民が憩う身近な公園が不足しています。

したがって、身近な公園整備の検討とともに、安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の点検及び改修を計画的に進めます。

##### 【取り組み】

- 市街地内における低未利用地の公園への転用などにより身近な公園などの確保
- 教育文化施設・児童館周辺において緑地整備が計画されており、町の拠点空間となることから、これを近隣公園として位置づけ既存施設と一体となる公園の整備
- 多目的広場など、街区公園の機能を補完する公園や広場については、子どもから高齢者まで幅広い年代で利用できる施設として再整備

#### ◇身近な公園整備の目標指標

| 目標指標     | 単位 | 平成 21 年度<br>(実績) | 平成 25 年度<br>(中間目標) | 平成 27 年度<br>(前期目標) |
|----------|----|------------------|--------------------|--------------------|
| 公園施設修繕整備 | 箇所 | 0                | 3                  | 5                  |

##### ※目標指標補足

- ・17箇所ある都市公園の内、遊具有り公園10箇所から順次修繕整備

#### ② 小・中学校グラウンドなどの整備・活用

小・中学校のグラウンドは、地域住民などのスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、休日・夜間などにおいて一般開放を行っていますが、今後さらにその整備・活用を図ります。

##### 【取り組み】

- 子どもと地域との交流の促進をめざした学校施設の活用について検討
- 敷地内あるいは周辺において環境教育の場（樹林地、農地、水辺など）の確保
- 災害時の避難場所として、防火性の高い樹木を主体とした緑化の充実など、防災機能の強化

## 方針 2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

### ③ 拠点系公園緑地の整備

本町では、都市公園は街区公園のみで、その配置も土地区画整理事業地区に偏っています。町内の交流拠点、レクリエーション拠点となる公園の整備を推進します。

#### 【取り組み】

- 縄生廃寺跡周辺一帯の地域は、眺望が利く歴史公園の整備を推進
- 教育文化施設が位置する交流拠点ゾーンには、旧東海道・万古焼きを意識した歴史的な近隣公園を配置し、隣接する柿城跡及びふれあいの里を含め「朝日町総合公園」とし、学習の場・交流の場として整備

## 方針 2-3 沿道緑化と民有地緑化の推進

### ④ 緑化の推進

公共施設や道路において、計画的に植樹や花の植栽を図るとともに、住民の自主的な緑化、花づくりを促進し、町ぐるみでの緑化運動の展開に努めます。

緑化の目標値は、公共公益施設、及び周辺への影響の緩和が求められる工場・工業団地について緑化率（敷地面積に対する緑化面積の比率）10%以上と設定します。

#### 1) 公共空間の緑化

公共空間では、住民、企業による緑化を先導する役割から積極的に緑化を推進します。

#### 【取り組み】

- 公園や街路樹などの公共空地の緑化に加え、建築物の緑化についても検討
- 緑化にあたっては、火災時の延焼防止など防災性の向上に配慮しながら、まちの個性や季節を彩る演出、多様な生物の生息空間づくり

#### 2) 事業所の緑化推進

緑豊かな工業地の環境を創出するため、工場など事業所の緑化を促進します。緑化の推進にあたっては、周辺の居住環境への影響の緩和や、主要な視点場である町北西部の丘陵地からの景観にも十分配慮するよう求めます。

#### 3) 地区計画、緑地協定などによる緑地整備、緑化推進

地区単位で住民主導による緑に関するルールづくりを行うことによって、地区全体の緑化の推進をめざします。そのための制度として地区計画や緑地協定などの活用も考えられます。

また、こうした取り組みを促進するため、地区の特性に応じて必要な、あるいは望ましい将来イメージを地区住民などに示すことなどにより、理解を求めます。

### (3) 基本方針3 住民とともに緑を“育てる”体制づくり

#### 方針3-1 緑化や保全の支援

##### ① 家庭における緑化の推進

住民による緑のまちづくりの最も身近な目標として、生垣の推奨をはじめ、庭の緑の充実、家の前の緑化、通りに面した窓辺の花飾りなど、ライフスタイルに密着した緑化活動を支援します。

###### 【取り組み】

- 生垣補助制度などの導入検討
- 苗木、種子の無料配布
- ガーデニング、花飾り講習会などの開催

#### 方針3-2 緑に関する人材育成

##### ② 公園緑地の維持管理体制の充実

地域住民と協働して身近な公園の管理体制の充実を図り、有効活用に努めます。

そのため、街区公園や街路樹など地域にとって身近な公共空間に対して、地域が愛着の持てる公園づくりや、地域住民の手による緑化や維持管理を促進するための支援体制の確立を図ります。

###### 【取り組み】

- 緑化や計画段階から住民が参画できる体制づくり
- 公園や街路樹の愛護団体の育成

#### 方針3-3 緑に関する情報提供

##### ③ 環境教育の推進

自然を守り、育てていくためには、住民一人ひとりが人と自然との関わりに対して理解を深めていくことが重要です。その取り組みの一つとして、次世代を担う子どもたちに対して環境教育の充実を図ります。環境教育を進める上で、知識の向上だけでなく、実際に自然とふれあいながら体験学習ができる場の確保に努めます。

###### 【取り組み】

- 環境保全にかかわる広報・啓発活動や関係機関と連携した環境教育・環境学習の推進による住民の環境保全意識の高揚



## 3-3. 緑化重点地区

---

### (1) 緑化重点地区

#### 1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、緑の保全や緑化が特に必要とされる地区を指定し、重点的な取り組みを進めるものです。

教育文化施設が位置し、旧東海道の歴史や万古焼きを意識した近隣公園を整備する「交流拠点ゾーン」及び縄生廃寺跡「緑のレクリエーション拠点」（朝日町都市計画マスタープランによる）を緑化重点地区として設定します。

#### 2) 基本方針

##### ●住民が集い、憩える拠点的空間の創出

- ・既存施設と一体的な都市公園の整備
- ・周辺にある既存施設の取り込み

##### ●町の歴史や自然環境に接する空間の整備

- ・縄生廃寺跡など歴史文化資源や樹林地の保全・整備
- ・歴史文化資源や自然環境を活用するための住民が主体となった組織づくり

#### 3) 施策内容

##### ●既存施設と一体的な都市公園の整備

既存の教育文化施設・児童館と一体となり、住民のレクリエーションなどに資する都市公園（近隣公園）の整備を進めます。公園の整備に当たっては、地域住民との協働（パートナーシップ）により整備内容を検討していくことが考えられます。

また、周辺の体育館やJR朝日駅なども取り込み、住民が集い、憩える拠点的空間として修景や緑化に配慮した空間づくりを進めます。

##### ●縄生廃寺跡など歴史文化資源を活かす空間づくり

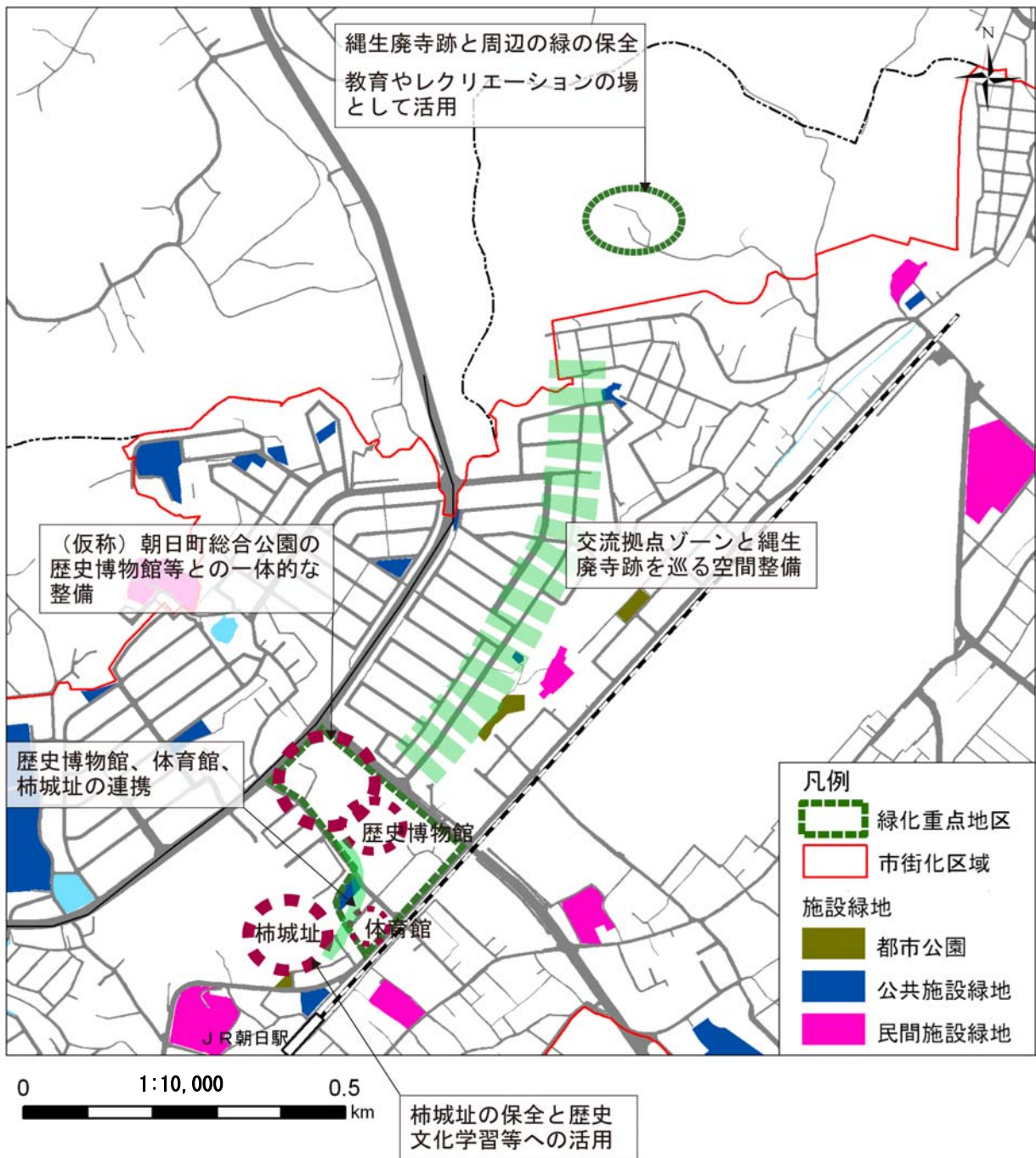
縄生廃寺跡、柿城址など丘陵部に分布する数多くの遺跡を活用し、町の歴史文化を学習するとともに、それらを巡りながら自然環境に接し、また親しめる空間整備（遊歩道、休憩施設、案内板など）を進めます。

##### ●住民が主体となった「まちづくり組織」の結成

歴史文化資源や自然環境を保全するための組織として、住民が主体となった「まちづくり組織」の結成を図ります。

この会では、歴史文化をテーマにした散策マップの作成や遊歩道など施設の選定、整備並びに維持管理などを行っていただくよう働きかけます。

また、環境教育の一環として、小中学校との連携も働きかけます。



■緑化重点地区（朝日町）の位置

## 4. 川越町の施策

### 4-1. 計画の基本

#### 1) 川越町における「緑の基本計画」の位置づけ

本町では、「第6次川越町総合計画（平成23年3月策定）」や「川越町都市マスタープラン（平成20年12月策定）」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。今回の「緑の基本計画」では、新しいまちづくりの方向性の中で、緑に関する部分の詳細な計画として位置づけています。

#### 2) 計画の前提

目標年次：概ね10年後の平成32年度（2020年度）  
将来人口（2020年）：15,000人※  
目標年次の市街化区域面積：640ha  
目標年次の都市計画区域面積：871ha  
目標年次の行政区域面積：871ha

※「第6次川越町総合計画」（平成23年3月）第3章将来人口による。

#### 3) 目標水準

本町の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

##### ①緑地の確保目標

| 区域     |      | 計画策定時<br>(平成12年) | 現在<br>(平成22年) | 目標年次<br>(平成32年) |
|--------|------|------------------|---------------|-----------------|
| 市街化区域  | 緑地割合 | 2.4%             | 3.0%          | 3.5%            |
|        | 緑地面積 | 15ha             | 19.3ha        | 22.7ha          |
| 都市計画区域 | 緑地割合 | 6.1%             | 6.7%          | 7.1%            |
|        | 緑地面積 | 54ha             | 58.2ha        | 61.6ha          |
| 行政区域全体 | 緑地割合 | 6.1%             | 6.7%          | 7.1%            |
|        | 緑地面積 | 54ha             | 58.2ha        | 61.6ha          |

##### ②都市公園等の整備目標（都市計画区域内）

|            | 計画策定時<br>(平成12年)       | 現在<br>(平成22年)          | 目標年次<br>(平成32年)        |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 都市公園の面積    | 0.2ha                  | 0.2ha                  | 0.6ha                  |
| 住民1人あたりの面積 | 0.2 m <sup>2</sup> /人  | 0.1 m <sup>2</sup> /人  | 0.4 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市公園等の面積   | 12.8ha                 | 17.5ha                 | 20.9ha                 |
| 住民1人あたりの面積 | 10.9 m <sup>2</sup> /人 | 12.5 m <sup>2</sup> /人 | 13.9 m <sup>2</sup> /人 |

## 4-2. 緑の保全と緑化の施策

### (1) 基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

#### 方針1-1 貴重な自然環境の保全

##### ① 高松海岸の保全など、臨海部の環境整備

高松海岸は、本町のみならず四日市広域から見ても貴重な自然海岸であり、町を代表する自然環境として非常に重要です。

また、周辺には川越緑地公園や川越町総合運動場などが整備されており、本町のレクリエーションの中心的なエリアとなっています。

##### 【取り組み】

- 高松海岸について四日市港港湾計画との整合にも配慮しつつ保全・整備
- 北部浄化センターの緑地利用や伊勢湾岸自動車道みえ川越 I.C 周辺の緑化などによる緑地空間の整備・拡充、及びこれらの緑地拠点を結ぶネットワークの形成
- 周辺事業所などの緑化の推進

#### 方針1-2 樹林地・農地の保全

##### ② 農地の保全・活用

農地は、生産機能だけでなく環境保全や景観形成、洪水時の一時貯留など公益的な機能を持ち、現行では農振農用地区域の指定はなされていないものの、優良な農地については、保全していくことが望まれ、農地の持つ多様な公益的機能に対して地域住民の理解を深めることも重要です。

##### 【取り組み】

- 土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休農地などを活用した農園や学校農園などに利活用

## 方針 1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

### ③ 河川などの保全・活用

河川空間は、水と緑のネットワークを構成する主要な軸線となるだけでなく、多様な生物にとって重要な生息・移動空間ともなっており、こうしたビオトープとしての機能にも十分な配慮が必要です。

町内を流れる用水路については、鯉やホタルが生息しており、また朝明川は桜並木が形成されている美しい河川となっていることから、魅力ある水辺環境の保全・整備が求められています。

#### 【取り組み】

- 中小河川及びその他の用排水路について、改修の際に多自然川づくりの工法を導入するなど、生物生息環境の配慮、水質浄化及び保全
- それと併せて住民が身近に自然とふれあえるよう遊歩道などの設置

### ④ 安全で快適な歩行者・自転車ネットワークの形成

本町は、町域がコンパクトなうえ概ね平坦であるため、日常的な生活は徒歩や自転車での移動がしやすい地域特性があります。

しかしながら、幹線道路網の整備は比較的進んでいるものの、それ以外の生活道路では道幅が狭く、歩行者や自転車にとっての安全性はあまり確保できていない状況です。

したがって、生活道路の整備とともに、河川沿いの道や幹線道路の歩道などと併せて、安全で快適な歩行者・自転車ネットワークを形成することが重要です。

#### 【取り組み】

- 都市計画道路などの幹線道路について街路樹などの緑化推進
- 主要な生活道路においてカラー舗装化などによる改修を図るとともに、民地の生垣化など、沿道の緑化推進
- 朝明川、員弁川(町屋川)について河川に沿った道路の修景整備



## (2) 基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進

### 方針2-1 身近な公園の充実と再整備

#### ① 身近な公園緑地（子ども広場など）の整備

本町には、地域の子どもや住民が憩う身近な公園が不足しており、人口が微増しつつある中で、子どもや多世代が交流、ふれあいができる場、災害時の避難場所として利用できるなど、多機能的な公園整備が求められています。

したがって、住区基幹公園の適正な配置をはじめ、河川空間や下水処理施設などの公共空地の有効活用を含めて、市街地内における身近な公園の未整備な地区の解消に努めます。

##### 【取り組み】

- 人口増加が著しい地域において、多機能的な街区公園の整備
- 街区公園に準じる機能を持つ「子ども広場」などの既存施設を有効に活用しながら、順次再整備を進め、子どもだけでなく高齢者なども含めた利用の促進
- 既存施設の活用によっても、なお街区公園の不足する地区については、土地区画整理事業など面的な基盤整備の促進や地区計画などにより、併せて街区公園の新設
- より規模の大きな公園緑地については、臨海部の町総合運動場、川越緑地公園の活用や、北部浄化センターの緑地利用などにより確保するとともに、隣接市町を含め広域的な対応

#### ② 小・中学校グラウンドなどの整備・活用

小・中学校のグラウンドは、地域住民などのスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、休日・夜間などにおいて一般開放を行っていますが、今後さらにその整備・活用を図ります。

##### 【取り組み】

- 子どもと地域との交流の促進をめざした学校施設の活用について検討
- 敷地内あるいは周辺において環境教育の場（農地、水辺など）の確保
- 災害時の避難場所として、防災機能の強化

## 方針 2-3 沿道緑化と民有地緑化の推進

### ③ 市街地内の緑化推進

まちの緑を増やすためには、住民、企業、行政が一体となって公共公益施設と民有地の緑化を進めることが必要です。

緑化の目標値は、公共公益施設、及び周辺への影響の緩和が求められる工場・工業団地について緑化率（敷地面積に対する緑化面積の比率）10%以上と設定します。

#### 1) 公共空間の緑化

公共空間では、住民、企業による緑化を先導する役割から積極的に緑化を推進します。

##### 【取り組み】

- 公園や街路樹などの公共空地の緑化に加え、建築物の緑化についても検討
- 緑化にあたっては、火災時の延焼防止など防災性の向上に配慮しながら、まちの個性や季節を彩る演出、多様な生物の生息空間づくり

#### 2) 事業所の緑化推進

緑豊かな工業地の環境を創出するため、臨海部をはじめとする工場など事業所の緑化を促進します。

緑化の推進にあたっては、周辺の居住環境への影響の緩和や都市景観の向上にも十分配慮するよう求めます。

#### 3) 地区計画、緑地協定などによる緑地整備、緑化推進

地区単位で住民主導による緑に関するルールづくりを行うことによって、地区全体の緑化の推進をめざします。

そのため、地区の特性に応じて必要な、あるいは望ましい将来イメージを地区住民などに示すことなどにより、理解を求めます。

### ④ 魅力的な景観づくり

公共施設や主要な幹線道路、河川・水路などをはじめ、民有地などにおいても緑化や花いっぱい運動などを進め、魅力的な景観づくりを住民と協働で図ります。

##### 【取り組み】

- 住民などと連携しながら町の花である水仙などの植栽活動の推進
- 緑地景観を保持するために、定期的に剪定などの維持管理

## 方針 2-4 公園等の防災機能の充実

### ⑤ 防災機能を有する公園の整備

公園はレクリエーション機能だけでなく、災害時の避難場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯などの多様な防災機能も有しています。本町では、災害に強いまちづくりを推進するために、災害時に活用できるよう防災機能を有した公園、広場などの整備を進めます。

#### 【取り組み】

- 公園などにおける防災機能の充実

## (3) 基本方針3 住民とともに緑を“育てる”体制づくり

### 方針3-1 緑化や保全の支援

#### ① 家庭における緑化の推進

住民による緑のまちづくりの最も身近な目標として、生垣の推奨をはじめ、庭の緑の充実、家の前の緑化、通りに面した窓辺の花飾りなど、ライフスタイルに密着した緑化活動を支援します。

##### 【取り組み】

- 生垣補助制度などの活用
- 苗木、種子の無料配布
- ガーデニング、花飾り講習会などの開催

### 方針3-2 緑に関する人材育成

#### ② 公園緑地の維持管理を補完する住民ボランティアの育成

公園や街路樹などの維持管理を十分に行うには、行政内部における維持管理体制の充実とともに、日常的な清掃や簡単な植栽の維持管理などを行っていただく住民ボランティアの協力が必要です。

そのため、街区公園や街路樹など地域にとって身近な公共空間に対して、地域が愛着の持てる公園づくりや、地域住民の手による緑化や維持管理を促進するための支援体制の確立を図ります。

##### 【取り組み】

- 緑化や計画段階から住民が参画できる体制づくり
- 維持管理を補完する住民ボランティアの育成

### 方針3-3 緑に関する情報提供

#### ③ 環境教育の推進

自然を守り、育てていくためには、住民一人ひとりが人と自然との関わりに対して理解を深めていくことが重要です。その取り組みの一つとして、次世代を担う子どもたちに対して環境教育の充実を図ります。

環境教育を進める上で、知識の向上だけでなく、実際に自然とふれあいながら体験学習ができる場の確保に努めます。

## 4-3. 緑化重点地区

---

### (1) 緑化重点地区

#### 1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、緑の保全や緑化が特に必要とされる地区を指定し、重点的な取り組みを進めるものです。

貴重な自然海岸である高松海岸と、朝明川、員弁川（町屋川）の水辺環境をネットワークとしてつなぎ、既存の川越町民運動広場や川越緑地公園や、公園整備を予定している北部浄化センターを含むみえ川越 I.C 南部一帯を緑化重点地区として設定します。

#### 2) 基本方針

##### ●住民や来街者がともに憩い、交流できる空間づくり

憩いと交流の場となる緑地整備とともに、既存の周辺緑地との連携強化により、海岸部における緑地空間の魅力を向上させます。

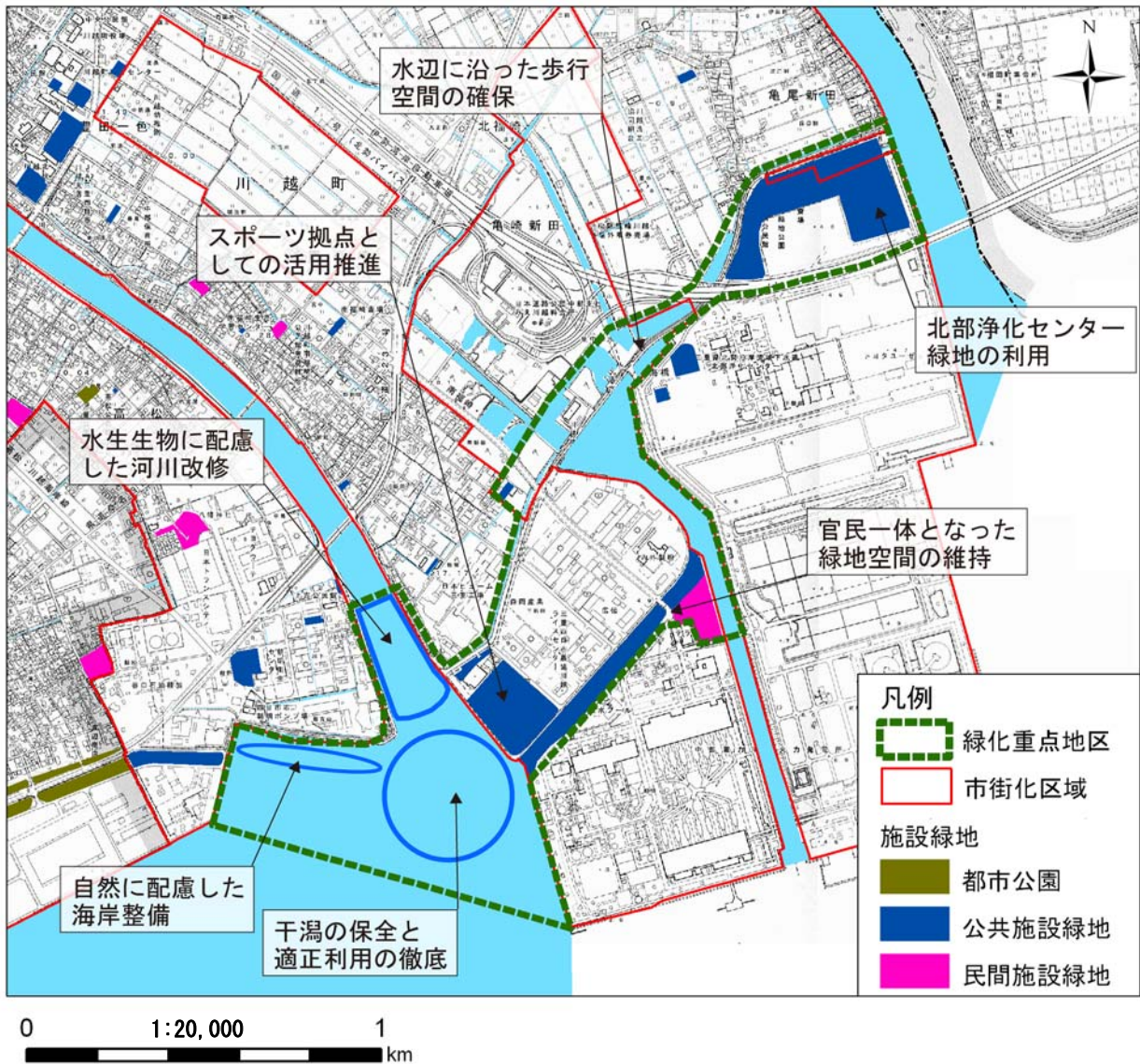
#### 3) 施策内容

##### ●高松海岸、川越緑地公園など周辺緑地との連携強化

海岸部における緑の軸線の形成をめざし、歩行空間の確保を行ない、自然と共生したうまいある空間づくりに努めます。

##### ●北部浄化センターの緑地利用

みえ川越 I.C に隣接する北部浄化センターの緑地利用により、員弁川（町屋川）河口部の自然環境との一体性にも配慮した緑地の保全に努めます。



■緑化重点地区（川越町）の位置



## 用語解説

---

## あ 行

### ■エコツーリズム (P42, 46)

自然環境の他、文化・歴史などを観光の対象としながら、その持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、リクリエーションのあり方）のこと。

### ■沿道緑化 (P20, 22, 24, 34, 45, 52, 54, 62)

街路樹などの道路緑化に対して、道路に沿った民有地（店舗、事業所、工場、住宅など）の緑化のこと。

### ■屋上緑化 (P4, 34)

身近な「緑」を創出するために建物の屋上等に植栽すること。屋根の断熱性能が高まり、省エネルギー効果や都市における気温低減効果がある。

### ■オープンスペース (P3, 30)

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

## か 行

### ■街区公園 (P53, 54, 55, 61, 64)

主として街区内に居住する住民の利用に供することを目的とし、1箇所あたり公園面積0.25haを標準として配置される都市公園。

### ■河川区域 (P3, 4, 11)

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸堤防の川裏法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域と呼び、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域。

### ■河川法 (P4, 11)

日本の国土保全や公共利害に関係のある重要な河川を指定し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律。

### ■緩衝緑地 (P17, 20, 22, 24, 33)

自動車交通の排気ガスや工場の操業による騒音等の影響を和らげることを目的に設けられる植樹帯等のこと。

### ■近隣公園 (P53, 54, 56)

主として近隣の居住する住民の利用に供することを目的とし、1箇所あたり公園面積2haを標準として配置される都市公園。

### ■グリーンツーリズム (P42)

都市住民が農業体験等を通じ、地域の歴史、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

### ■景観協定制度 (P30)

住民自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度。

### ■景観法 (P4)

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずるための、景観についての総合的な法律。

### ■広域公園 (P33)

都市公園法に基づく公園の一種で、一つの市町村の区域を越える広域のレクリエーションの需要を充足することを目的として設置された公園。北勢中央公園がこれにあたる。

### ■公共公益施設 (P2, 35, 54, 62)

公共施設は、道路、河川、公園などの施設。公益施設は、公益事業（サービス）で用いる施設で、教育施設、社会福祉施設、行政サービス施設、医療施設、鉄道施設などがあり、公共公益施設はそれらを総称した呼称。

### ■公共施設緑地 (P4, 10, 23)

公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設。

### ■工場立地法 (P32)

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施、工場立地に関する準則等を公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。

### ■高水敷 (P31)

河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のこと。大きな洪水の時には水に浸かる。

### ■公有水面 (P5)

公有水面埋立法が定めている概念で、河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流または水面で、国の所有に属するものをいう。公共の用に供されている水面であっても、水面下の土地の所有権が私人に属するものや、国の所有に属する水面でも公共の用に供されていないものは、公有水面にはあたらない。

### ■国定公園 (P11)

日本において、国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園。国立公園が国の直接管理なのに対し、国定公園は都道府県が管理する。

## さ 行

### ■市街化区域 (P5, 9, 10, 23, 25, 28, 30, 40, 50, 58)

都市計画法による区域区分のひとつで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### ■市街化調整区域 (P9, 10)

都市計画法による区域区分のひとつで、市街化を抑制すべき区域。

### ■施設緑地 (P3, 4, 10)

主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。

### ■自然環境保全地域 (P4)

優れた自然環境を保全するため、自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定した地域。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。

### ■自然環境保全法 (P4)

国民が将来にわたって自然の恵みを受けることができるように自然環境の保全に関す

る基本的事項を定めた法律。

#### ■自然公園（P4）

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などがある。

#### ■自然公園法（P4）

優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定している。

#### ■市民農園（P4, 30）

都市の住民が、自家消費用野菜や花の栽培などの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

#### ■市民緑地制度（P30, 31, 36, 38, 51）

里山など民有緑地の保全と創出を図るため、地方公共団体などが、民有地の土地所有者と契約を結び、地域団体との協働により民有緑地の整備と維持管理を図り、一定期間その緑地を地域住民に公開する制度。

#### ■住区基幹公園（P61）

主として歩いて行ける範囲の、居住者の安全かつ健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される公園。街区公園、近隣公園、地区公園などに区分される。

#### ■樹木保存法（P4）

都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的として、保存樹または保存樹林の指定に関する規定を定めた「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」のこと。

#### ■少子・高齢社会（P6）

総人口に占めるおおむね65歳以上の老年人口が7%以上になると高齢化社会、14%を越すと高齢社会と呼ばれ、21%を越すと超高齢社会となる。また、出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子供数の低下傾向を少子化といい、子供や若者が少ない社会を少子社会と表現する。少子社会に数値上の基準はなく、日本では1997年（平成9）年に子どもの数が高齢者人口よりも少なくなったので、この年以降、少子社会となった。本文では、少子化の一方で高齢化が進展していることを「少子・高齢社会」と表現した。

#### ■植生遷移（P37）

植物が土地で生育することによる、環境形成作用が主な原因となり、時とともに場所の環境が変化して行く現象を植生遷移という。

#### ■人口減少時代（P6）

出生数が死亡者数を下回り、総人口が減少状態である局面のことで、日本では2005年についてその時代に突入している。

#### ■森林法（P4）

森林・林業基本法（1964）と共に、日本の森林・林業関係の基本的な法律。所管は農林水産省・林野庁。全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、森林施設計画制度、保安林制度等が主な内容であり、資源政策的な側面を基軸としつつ、産業政策的な面も兼ね備えている。

#### ■水源涵養（水源の涵養）（P21, 30, 37, 51）

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

#### ■生産緑地地区（P4, 30）

市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度（生産緑地地区制度）に沿って管轄自治体より指定された区域のこと。

#### ■生産緑地法（P4）

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

#### ■生物多様性（P6, 7, 17, 19, 20, 21, 24, 30, 31, 37, 46, 51）

生態系を構成する動植物や微生物等、全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域毎の生態系の多様性を含めた包括的な概念。

#### ■生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（P7）

生物多様性条約（CBD）の10回目となる締約国会議（COP）で、2010年10月に名古屋市で開催された。遺伝資源の採取・利用と利益配分（ABS）に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知ターゲット」などが採択された。

#### ■総合公園（P32, 33）

都市公園の一種。都市に居住する住民全般の運動、休息、鑑賞、散歩、遊戯等の総合的な利用に供することを目的とする公園。南部丘陵公園や泊山公園、垂坂公園・羽津山緑地、三滝公園がこれにあたる。

## た 行

#### ■多自然川づくり（P24, 31, 42）

これまでの「多自然型川づくり」から脱却し、これからの川づくりとして、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うことを「多自然川づくり」という。

#### ■地域森林計画対象民有林（P4）

森林法に基づき、都道府県が森林施策や整備目標を定める、地域森林計画の対象となる民有林で開発の許可制度や伐採の届出制度が適用される。

#### ■地域制緑地（P3, 4, 10）

都市緑地法や都市計画法などの法令等によって指定されている緑地。

#### ■地区計画（P34, 38, 54, 61, 62）

都市計画法により、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

#### ■特別緑地保全地区（P4, 29）

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する地区。

#### ■土地区画整理事業（P54, 61）

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は

変更に関する事業。

■都市計画区域 (P5, 9, 10, 23, 27, 28, 40, 50, 58)

都市計画を定め、実施すべき区域で、行政区域にこだわらずに実質的に一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。都道府県が指定する。

■都市公園 (P3, 7, 9, 10, 15, 23, 28, 32, 33, 40, 44, 50, 53, 54, 56, 58)

基本的には都市計画に都市施設として定められていた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものを言うが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地は含まれる。また、国が整備した国営公園も含む。住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園に大別され、緩衝緑地や緑道、墓園等の特殊公園等も都市公園である。

■都市公園法 (P4, 23)

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の推進に資することを目的として制定された法律。

■都市農地 (P30)

市街化区域内の農地。

■都市緑地法 (P1, 4, 38)

都市における緑地保全、緑化推進を目的として、緑の基本計画や各種制度が定められている。旧・都市緑地保全法は2004年の法改正により改称され、都市緑地法となった。

## な 行

■二次林 (P9, 37)

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。二次林には、クヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多い。

■農業振興地域整備法 (P4)

正式には「農業振興地域の整備に関する法律」といい、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講じ、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与するための法律。

■農業振興地域・農用地区域 (P3, 10, 41)

農業振興地域整備計画に基づき、農業の近代化に必要な条件を備えた農業地域を保全し形成するため、農業振興地域が都道府県知事により指定される。農用地区域とはその中の農用地等として利用すべき土地の区域をいい、市町村が指定するが、20ha以上(例外として10ha以上)の集団的農地などがその対象。農用地区域内ではその地域の一体としての農業の振興を図るために、農地の転用制限を含む農業の保護措置がとられている。

## は 行

■パートナーシップ (P18, 20, 22, 38, 56)

英国や米国では、複数の個人または法人が共同で出資し、共同で事業を営む組織のことをいうが、ここでは、住民・住民活動団体・企業と行政の協力関係を指す。

■ヒートアイランド現象 (P7)

都市部における気温が、郊外部と比べて高温になる現象で、高密度にエネルギーが消費されることや、地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われ、水分の蒸発による気温の低下が抑えられることが原因とされる。



#### ■ビオトープ (P25, 35, 52, 60)

ギリシャ語の「bios (生物)」、ドイツ語の「topos (場所)」の合成語で、自然環境を保全、創造するための基本となる生物空間。

#### ■風致地区 (P4, 22, 30, 31, 37, 38, 51)

都市計画法で定められた地域地区のひとつで、都市の風致（樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観）を維持するために定める。風致地区内では、土地の造成や建築物の位置や形態、デザイン、高さ、建ぺい率等について規制される。

#### ■文化財保護法 (P4)

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。

#### ■壁面緑化 (P22, 34, 35)

市街地内に「緑」を創出するために、建築物の壁面等にフラワーポットなどを設置し、蔦（つた）等のつる性植物で壁面を覆うこと。

#### ■保安林区域 (P3, 41)

森林法に基づき、水源涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象として指定する区域。

#### ■ポケットパーク (P52)

「ベスト・ポケット・パーク」の略で、洋服のチョッキ「ベスト」についているポケットのように小さい規模の公園の意味。都市の中の小公園。

#### ■保全配慮地区 (P37, 38, 39)

都市緑地法に基づき指定される、緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。

#### ■PDCA サイクル (P27)

Plan (計画)、Do (実行)、Check (確認)、Action (行動) の4つの行動で構成され、これらを連続して繰り返し行うことにより、質の向上や事業の円滑化を実現させようというシステム。

## ま 行

#### ■民間施設緑地 (P4, 10)

民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

## や 行

#### ■遊休農地 (P30, 41, 52, 59)

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

#### ■優良農地 (P41)

集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。

#### ■ユニバーサルデザイン (P44)

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## ら 行

### ■緑化重点地区（P37, 48, 49, 56, 57, 65, 66）

都市緑地法に基づき、緑化地域以外であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。

### ■緑地協定（P4, 30, 34, 38, 54, 62）

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

### ■緑地保全地域（P4, 30, 38）

都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

### ■臨港地区（P31）

港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域として、都市計画法により定められているものであり、この地域において、一定の行為の規制を行い、港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図ろうとするもの。

## 四日市広域緑の基本計画

平成 24 年 3 月

企画・編集：四日市都市計画区域連絡協議会

四日市市都市整備部都市計画課

〒510-8601 四日市市諏訪町 1-5

TEL:059-354-8194 FAX:059-354-8404

<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/>

E-mail : toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp

菰野町都市整備課まちづくり推進室

〒510-1292 菰野町潤田 1250

TEL:059-391-1141 FAX:059-391-1192

<http://www2.town.komono.mie.jp/>

E-mail : tokei@town.komono.mie.jp

朝日町企画情報課

〒510-8522 朝日町小向 893

TEL:059-377-5663 FAX:059-377-4543

<http://www2.town.asahi.mie.jp/>

E-mail : kikaku@town.asahi.mie.jp

川越町企画情報課

〒510-8588 川越町豊田一色 280

TEL:059-366-7112 FAX:059-364-2568

<http://www.town.kawagoe.mie.jp/home/index.shtml>

E-mail : k-kikaku@town.kawagoe.mie.jp